

市貝町地域福祉総合計画

平成27年3月
市貝町

みんなで創る「福祉でまちづくり」

いわゆる地方分権一括法が平成10年（1999年）に制定され、これに伴い地方自治法が改正されたことにより、機関委任事務が廃止されるなど、国と地方自治体の役割がより明確に分けられるようになり、市町村は自己の判断で事務事業を行うことができることになりました。このことは、自分たちの町の将来を自分たちで描き、その実現に向けて地域にある資源や制度的な手段を自分たちの判断で選び出すという自己決定の範囲が増す一方で、ひとたび目標を見失えば海図無き航海に独り出帆した時のように、地域住民を迷走させることになるという認識を持たなければならなかった点をまずおさえておく必要があります。企業活動に例えれば、リスクを伴った経営戦略の展開が常時求められるようになったということができます。

地方分権の流れをもっぱら福祉についてみれば、昭和61年（1986年）に社会福祉に係る機関委任事務の多くが団体委任事務とされる法改正が行われたのを皮切りに、社会福祉関係八法の改正へと到達するわけですが、福祉による市町村の役割重視、在宅福祉の推進が明確に持ち出されていきます。この中で「市町村老人保健福祉計画」や「市町村介護保険事業計画」などが策定義務化され、平成12年（2000年）に社会福祉法が改正・改称されたのに伴い、平成15年（2003年）には全国の自治体において、地域福祉計画を策定することが求められました。これらの計画の法定化の動きの中で次第に強く求められてきたのが、住民参加による合意形成だと思います。自分たちが暮らす地域社会の福祉はどうあるべきかについて自分たちで議論し、自分たちの責任で目標を掲げ、実現に導くのだということです。地域の将来について、自覚と責任を持ち続けられるのは、国でもなく、県でもなく、ましてやシンクタンクでもなく、地域住民自身です。地域づくりの主人公は、生活者としての住民そのものです。

このたびの計画づくりでは、日本地域福祉研究所の小野副理事長様はじめ、それぞれの計画ごとに情熱と見識のある先生方に恵まれました。地域福祉懇談会では、北部の中学生が大人顔負けの現状分析と解決策を提示され、ワーショップの会場が沸き立ちました。最後の感想では、「もう一度やりたい」という女性の声が感動的でした。日頃から行政頼みで、懇談会となると要望ばかりを持ち出す住民の姿が、今回の計画づくりでは、新たな地域づくりの主人公に変身していました。

市貝町の人口減少が叫ばれる中で、目指すのは、大橋謙策先生が主張する「福祉でまちづくり」です。市貝町が老いも若きも女性も子どもも、そして障害者、さらには年金受給者においても、安全で安心に暮らせる町だと評価されるようになれば、人は必ずやってきます。言うまでもなく地域福祉は実践です。計画づくりも地域福祉の実践でした。絵に描いた餅ではなく、猫に小判にならないように、しっかりと町民一人ひとりと手を携えて、この珠玉の計画を一步一歩着実に実現に導きたいと思います。この名もなき小さな町が、渡りタカのサシバ（差羽）が世界一子育てる町、これを見守る優しく元気な住民のいる町として光り輝くことでしょう。

平成27年3月

市貝町長 入野正明

目 次

第1編 地域福祉総合計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|---------------|---|
| 1. 計画策定の背景と趣旨 | |
| (1) 計画策定の背景 | 1 |
| (2) 計画の趣旨 | 2 |
| 2. 計画の位置づけ等 | |
| (1) 地域福祉とは | 3 |
| (2) 計画の位置づけ | 3 |
| (3) 計画の策定体制 | 4 |
| (4) 地域福祉の圏域 | 5 |
| 3. 計画期間 | 6 |

第2章 計画の基本的考え方

| | |
|---------|---|
| 1. 基本理念 | 7 |
| 2. 基本目標 | 7 |
| 3. 目指す姿 | 8 |

第2編 地域福祉の推進（地域福祉計画）

第1章 地域福祉を取り巻く状況

| | |
|----------------|----|
| 1. 市貝町の概要 | 9 |
| (1) 地勢 | 9 |
| (2) 位置 | 9 |
| 2. 市貝町の現状 | 9 |
| (1) 人口の推移と予測 | 9 |
| (2) 高齢者の現状 | 10 |
| (3) 障害者の現状 | 12 |
| (4) 生活保護受給者の現状 | 12 |
| (5) 健康状態 | 13 |
| (6) 子どもの現状 | 14 |
| 3. 市貝町の課題 | 16 |
| (1) 社会の状況 | 16 |
| (2) 地域の課題 | 17 |

第2章 地域福祉推進の基本目標と計画の体系

22

| | |
|---------------------------------|----|
| 第3章 地域福祉推進の施策の展開 | |
| 1. 総合地域生活支援体制の構築 | |
| (1) 総合相談支援センターの構築（虐待防止センターの設置） | 24 |
| (2) 早期のニーズキャッチ体制の構築 | 25 |
| (3) 民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制 | 25 |
| (4) 町民に対する福祉サービスの情報提供体制 | 26 |
| 2. 町民参加の基盤整備 | |
| (1) 福祉コミュニティ形成モデル事業 | 27 |
| (2) 住民交流・住民活動拠点整備事業 | 28 |
| (3) ボランティア活動の振興 | 32 |
| (4) 住民の福祉理解の促進（福祉教育） | 33 |
| (5) 子ども福祉会議の開催、小学校・中学校での福祉学習の推進 | 34 |
| 3. 避難行動要支援者支援体制 | |
| (1) 避難行動要支援者の把握と自治会への情報提供 | 35 |
| (2) 避難行動要支援者の避難計画の策定 | 36 |
| (3) 災害時支援体制と福祉避難所の設定 | 36 |
| (4) 中学校と連携した災害時避難体制の構築 | 37 |
| 4. 社会福祉協議会の機能強化（再編） | |
| (1) 日常生活自立支援事業の充実と法人後見 | 38 |
| (2) 社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー配置 | 38 |
| (3) 社会福祉協議会が総合相談支援センターの一部を担当 | 39 |
| (4) 住民交流・住民活動拠点の運営 | 40 |
| (5) 福祉教育、ボランティア活動の推進 | 41 |
| 5. 福祉人材の養成・確保 | 42 |

第3編 高齢者福祉の推進（高齢者総合保健福祉計画） ······ 各計画参照

| | |
|-----------------------|--|
| 第1章 計画の概要 | |
| 第2章 高齢者を取り巻く環境の状況 | |
| 第3章 計画年度における高齢者の状況 | |
| 第4章 日常生活圏域のニーズ調査結果の概要 | |
| 第5章 計画の基本理念と基本目標 | |
| 第6章 施策の展開 | |

第4編 障害者福祉の推進（障害者福祉計画） ······ 各計画参照

| | |
|----------------------------|--|
| 第1章 市貝町に暮らす障害のある人々 | |
| 第2章 障害者福祉計画・障害福祉計画の基本的な考え方 | |
| 第3章 障害者福祉計画 | |
| 第4章 障害福祉計画 | |

第5章 障害者福祉計画・障害福祉計画の実行にむけて

第5編 子ども・子育て支援の推進（子ども・子育て支援事業計画） ····· 各計画参照

第1章 総論

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

第3章 基本的な考え方

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第6編 計画の進行管理 ······ 4 4

資料 ······ 4 5

住民アンケート

地域福祉懇談会ワークショップのまとめ

市貝町地域福祉計画策定経過

市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

市貝町地域福祉総合計画策定委員会名簿

市貝町地域福祉総合計画策定委員会部会設置要領

地域計画策定部会名簿

高齢者総合保健福祉計画策定部会名簿

障害者福祉計画策定部会名簿

子ども・子育て支援事業計画定部会名簿

市貝町地域福祉総合計画

第1編 地域福祉総合計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わたしたちの意識の根底には、福祉は国や地方自治体が責任を持ってサービスを提供するという意識が残っています。ところが、社会福祉の制度は、日本地域福祉研究所の大橋謙策理事長が指摘するように、平成2年の社会福祉関係8法の改正によって、従来の発想のコペルニクス的大転換が迫られて来ています。すなわち、行政の責任は社会福祉の推進の前提であるとしながらも、行政と地域住民との協働ならびに近隣の住民同士による助け合いが求められるようになり、まさにこのことが先の大改正の中で法律に明文化された点です。この流れは、平成12年の社会福祉法への改称・改正に受け継がれ、在宅福祉サービスを軸に、高齢者も障害者も地域で自立して生活できる「地域福祉」の考え方方がより鮮明に打ち出されることとなりました。この考え方を実際に地域において実現する手段の一つとして、市町村は住民参加による地域の特性に合ったオーダーメイドの福祉計画を策定することを求められました。

したがって、地域福祉計画の内容はもちろん、策定の方法も、都道府県のマニュアルに従って作成したり、あるいは、シンクタンク等に作成を丸投げすることは、絶対にあってはならないことです。しかも、平成11年に地方分権一括法が制定され、地域住民福祉の向上を図り、地域の課題を解決するのは、専ら地方自治体の責務であることが明文化されました。このため、地域福祉に係る計画の内容のみならず、その策定のあり方についても、そのまま、地方自治体の自治能力のレヴェルや住民の民主主義の成熟度を表していると言っても過言ではありません。

さらに、平成25年に成立した生活困窮者自立支援法に続き、平成26年には介護保険法と医療法等の改正を一括した地域医療・介護総合確保法が成立し、予防給付のうち訪問介護および通所介護の地域支援事業への移行および地域支援事業の拡充が盛り込まれることになりました。具体的には、「医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供されるような地域での体制」である地域包括ケアシステムを構築することが課題となってまいりました。高齢者のみならず、障害者も子どもも住み慣れた地域において必要なサービスを利用しながら暮らし続けて行けるように、要支援・要介護者という当事者の視点に加えて、住民みんなが相互に助け合うという観点から住民参画の下で、地域福祉総合計画をここに策定することとしました。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（2）計画の趣旨

わたしたちの地域福祉についての基本的な考え方は、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、地域に在る人は、地域を構成する一人の人間として尊重され、その住み慣れた地域において顔の見える家族や友人、近隣住民に支えられながら、あるいは他人を助け、自分も必要とされながら、最期まで暮らし、生きていけることだと考えています。このためには、地域にある様々な助け合いの力を掘り起こし、無ければこれを創り出し、必要な福祉サービスをいつでも誰でも地域内において利用できるような体制をつくることが求められています。

ところで、地域で生まれ育ち、最期を迎える住民は、様々な側面を持って暮らしています。子どもとして生まれ、いつか子育てをする親となり、そして高齢者となっていきます。あるいは、障害を持ちながら生活していく人もいるわけです。このように考えると福祉サービスの対象ごとに分けて分野ごとの計画を作り、各種サービスの供給源を整備し対応していくことには、自ずと限界が出てくると思われます。そこで、実態に即して策定された計画を一つにまとめ上げ、縦割りの最たる福祉行政をはじめ、制度や組織を地域生活の全体の視点から横の関係に再編し、総合的にすることが必要となります。たとえば、住民が役所の各課を移動しながら福祉サービスの利用を決定していく仕組みを改め、ワンストップで対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談を通じて把握された生活課題に専門的に即応し、横につなげて行けるケアマネジメント機能や権利擁護の仕組みづくりが求められます。

また、生活課題を抱え込む住民が役所の相談窓口に来るのを待つだけではなく、積極的に地域社会に入り、福祉サービスを必要としている潜在的な需要者を発見し、困難の度合が深まる前に対処することも大切なことです。このような潜在的なニーズは、既存の制度やサービスのすき間に隠れている場合が多く、見守りネットワークをはじめ、できるだけ多くの地域住民を地域福祉の実践に参画していただくことがポイントになります。この場合、支える側・支えられる側が、制度やサービスについて豊かで正確な情報を持つことは重要なことなので、福祉教育は欠かせません。地域福祉の担い手を育成する立場から、住民の地域福祉への関心と理解を深める学習を行うことは重要な実践課題です。

わたしたちは、一人の人間として尊重され、住み慣れた地域において、最期まで安心して暮らせるようになるとともに、人を助けることに生きがいを感じてボランティア活動に積極的に参加することによって、福祉でまちづくりを推進したいと考えています。在宅福祉サービスを充実させようとすれば、これを担う福祉の人材が必要となり、これに伴い医療・保健サービスも豊かなものにしなければならず、この結果、年金受給者が安全安心な老後の生活を夢見てUターンし、さらに移住者も福祉のまちを目指し増えていくことが期

待できます。ひいては、移住者の出身地である都市と農村の交流が盛んなものとなり、グリーンツーリズムも活発に行われるようになるでしょう。わたしたちは地域福祉計画づくりを通して、まちづくりの可能性を広げていけると信じています。

2. 計画の位置づけ等

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた家庭で、誰もが安心していきいきと暮らしていくために、福祉サービスなどを利用しながら、地域での人と人のつながりを大切にし、支え合いの関係を築いて、地域全体を明るく元気にしていくという取り組みです。

また、地域福祉は、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力しながら、自助、互助、共助、公助を適切に組み合わせることによって、社会保障制度や、対象者別の福祉施策だけでは解決が難しい生活課題を解決し、その人を取り巻く人の関係を豊かにしていく取り組みでもあります。

*自助　自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する

*互助　インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等

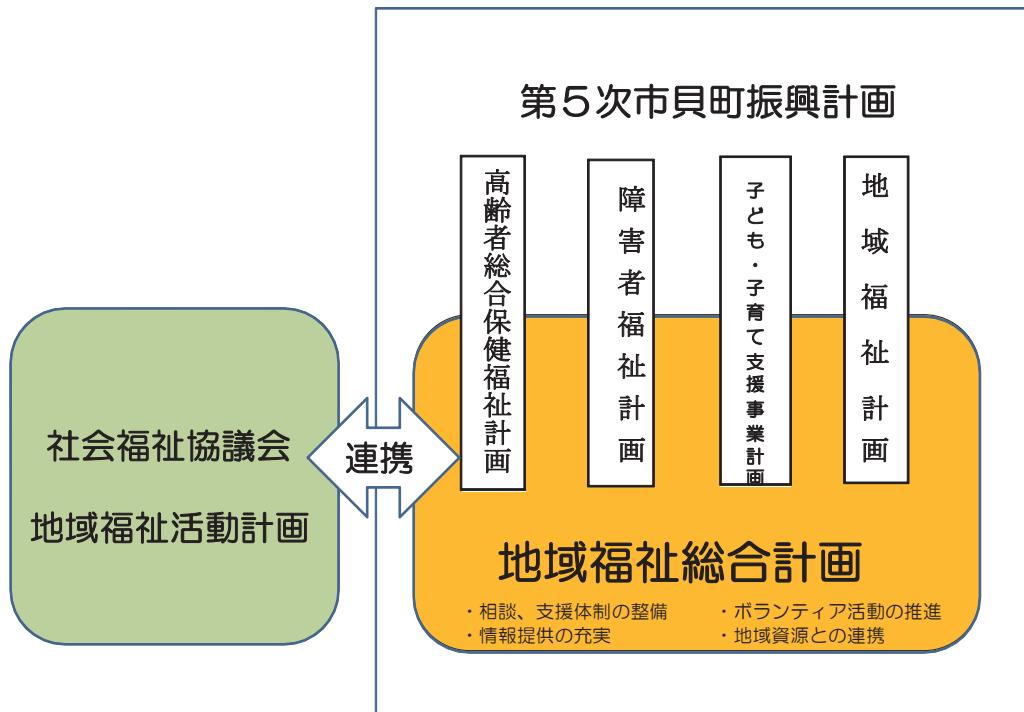
*共助　社会保険のような制度化された相互扶助

*公助　自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

(2) 計画の位置づけ

地域福祉総合計画は町政全体の指針となる、第5次市貝町振興計画の部門別計画のうちの一つであり、上位計画である全体計画および他の計画との整合性を図ることが求められています。

また、総合計画は高齢者、障害者、子どもなど対象ごとに策定された高齢者総合保健福祉計画および障害者福祉計画、さらには子ども・子育て支援事業計画を束ねるものですが、単なる既存の計画を寄せ集めた計画ではなく、それぞれの計画の特徴を生かしながら、地域福祉という横断的な視点から町における総合的な福祉の施策・政策として再構築が必要です。各部門計画との調和を図るとともに、合わせて町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図ります。



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

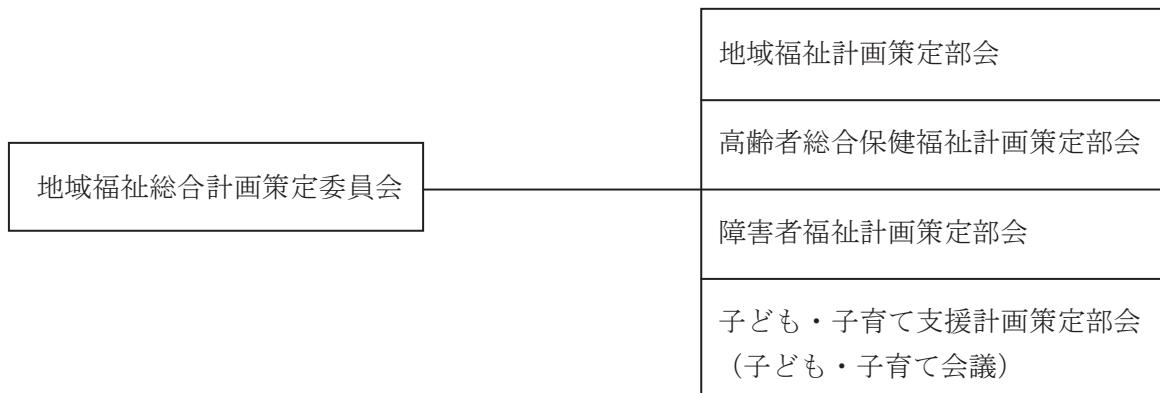
- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（3）計画の策定体制

地域福祉は、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる地域社会の実現を目指すものですが、与えられた理念や目的を現実のものとするために、達成目標や数値を書き込めばそれで足りるというものではありません。行政だけでなく、住民自身も自分たちが暮らす福祉社会はどうあって欲しいのか、自分の子どもたちが夢や希望を持って安心して勉強ができるようにするにはどうあればよいのか、自分が最期を迎える場合は、どのような形がより人間らしく理想的なのかと一緒に考えることが重要です。このためには、計画の理念、目的づくりはもちろんのこと、課題を掘り起こし、その解決方法の発見、課題達成目標の

確定などを含めて、計画をつくるプロセスに住民がはじめから参画する必要があります。計画策定自体がすでに地域福祉の実践であると考えます。そこで、計画策定は、学識経験者、各種団体の代表、社会福祉活動従事者および公募委員で構成される全体的な組織である地域福祉総合計画策定委員会と、住民、町職員並びにシンタンクの日本地域福祉研究所からなる実践的な組織である策定部会の2つの機関において行われました。このうち、作業部会は、地域福祉計画策定部会、障害者福祉計画策定部会、高齢者総合保健福祉計画策定部会、そして、子ども・子育て支援計画策定部会（子ども・子育て支援会議）の4つの組織からなっています。また、責任を持って福祉行政を担う立場から、役場内には縦割り的な対応を排除するために、健康福祉課、地域包括支援センターをはじめ、各関係課、それから社会福祉協議会、日本地域福祉研究所で構成する地域福祉総合計画連絡会議を立ち上げました。

さらに、地域の生活課題を明確にし、これを住民に共有してもらうために、アンケート調査、関係者のヒアリング、ワークショップなどを行いました。これらの作業は、地域にある生活課題を縦割り的に把握することから、地域の状況を横に切っていくことによって、これまで気がつかなかつた課題をあぶり出すことに役立ちました。



（4）地域福祉の圏域

市貝町は、かつての行政合併の名残から、市塙・小貝・赤羽の3地区に分けられます。地域福祉を進めるためには、区域に住民の福祉活動の基盤があることが重要です。このことから、本計画では、この3地区を地域福祉推進のための中心的小地域の圏域として位置付けるとともに、各圏域に応じた施策の展開を図っていきます。

大圏域---芳賀郡市圏域----郡内各市町と児童相談所、県福祉事務所等専門機関と連携
中圏域---市貝町圏域-----町全体の福祉施策を推進し、仮称総合相談支援センターなどの専門機関を整備する圏域。
小圏域----3 地 区-----地域の社会資源と連携を図りながら住民が主体的に地域福祉活動を行う範囲。住民福祉活動の基盤整備や相互扶助機能を

高める仕組づくりをする地域福祉計画を推進するうえでの中心的な圈域。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間とし、「市貝町振興計画」と町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を図ります。6年間計画とするのは、高齢者総合保健福祉計画、障害者福祉計画の国の示す期間と整合性を図るためです。6年間の計画期間の最初の3年間を前期計画と位置づけ、後半の3年間を後期計画と位置づけます。

また、社会情勢の変化や法改正の影響などを勘案し、必要に応じて見直します。

計画の期間 平成27年度から平成32年度までの6年間計画

平成27年度から平成29年度までの3年間を前期計画

平成30年度から平成32年度までの3年間を後期計画

計画期間

| 計画の名称 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|------------------|-----|---------|---------|----|---------|-----|----|
| 市貝町振興計画 | | 第5次(後期) | 第6次(前期) | | | | |
| 市貝町地域福祉計画 | | | 第1期(前期) | | 第1期(後期) | | |
| 市貝町高齢者総合保健福祉計画 | 第5期 | 第6期 | | | 第7期 | | |
| 市貝町障害者福祉計画 | 第3期 | 第4期 | | | 第5期 | | |
| 市貝町子ども・子育て支援事業計画 | | 第1期 | | | | 第2期 | |
| 地域福祉活動計画 | | | 第1期(予定) | | | | |

※地域福祉活動計画は、市貝町社会福祉協議会が策定予定。

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい

2. 基本目標

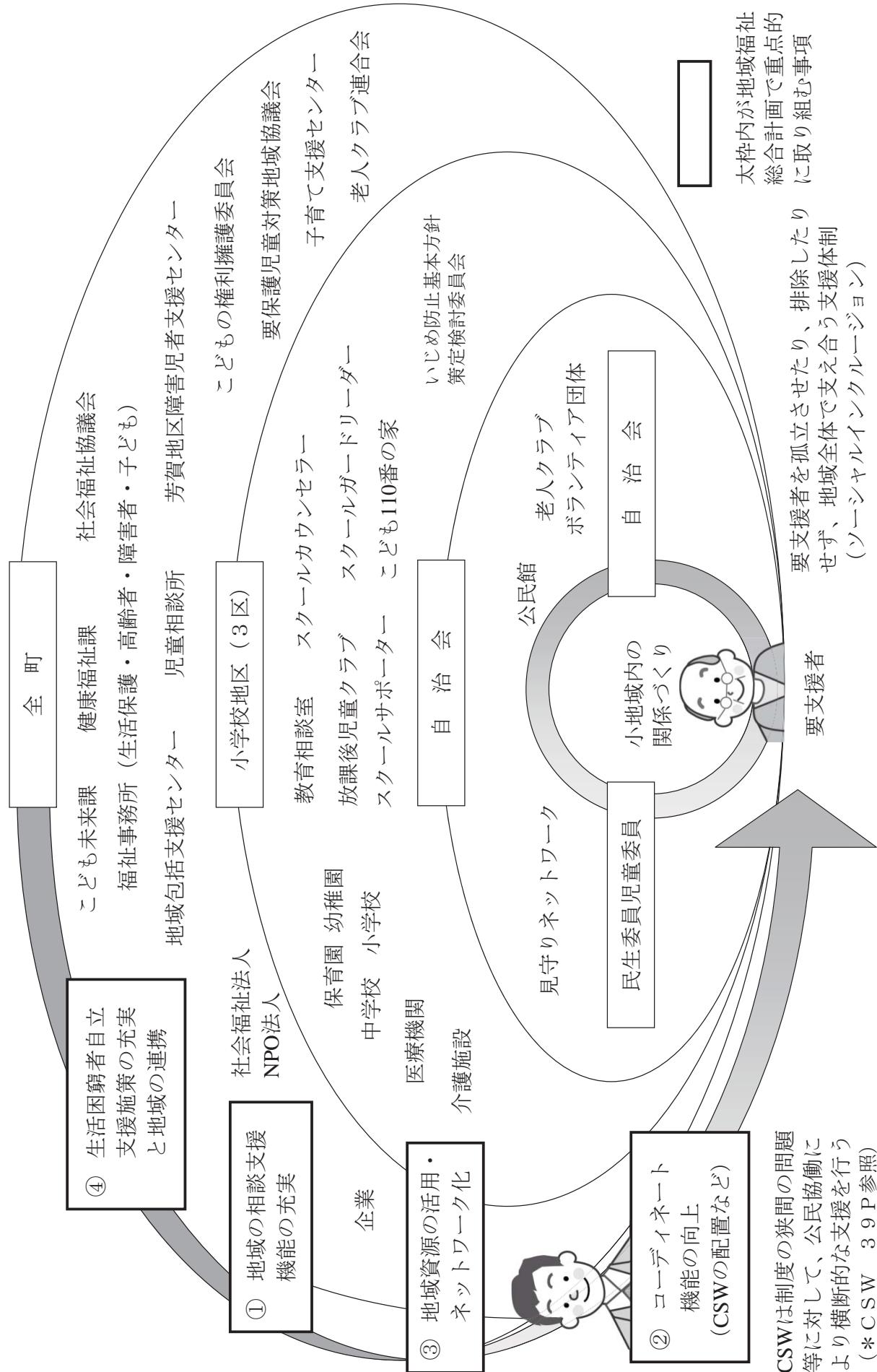
- 地域福祉を進めるためには、住民が主体的に参加し、相互に連携を図ることにより、「地域の力」を高めることが必要です。
- 地域福祉の担い手は住民自身であり、同時にまた住民は地域福祉の受け手でもあります。地域福祉の中心は「人」です。
- みんなが一人のために、一人がみんなのために動き、互いに支えあうことが、「地域の力」となり、わたしたちが暮らす「人にやさしいまち いちかい」を育みます。
- 福祉は、特別なものではなく、みんなのしあわせのためにあるものです。わたしたちは、自ら進んで参加・連携し、自分が、そしてみんながしあわせに暮らすまち「いちかい」を支えます。

3. 目指す姿

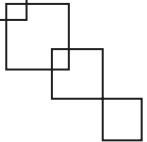
本計画では、住み慣れた地域でだれもがいきいきと安心して暮らしていくよう、地域住民、自治会、事業者、学校、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア、福祉団体、N P O、社会福祉施設、社会福祉協議会、行政などが手を携え、相互に協力しながら、地域全体を包摂する相談支援体制の構築をめざします。

地域福祉推進の全体イメージ（めざす姿）

～要支援者を発見・見守り・適切なサービスへつなぐ セーフティネットの体制づくり～



第 2 編 地域福祉の推進



第2編 地域福祉の推進（地域福祉計画）

第1章 地域福祉を取り巻く状況

1. 市貝町の概要

(1) 地勢

町内には、絶滅危惧種第II類のサシバが飛来する美しい里地里山が広がり、多田羅沼には貴重な湿生植物が自生しており、北部には那珂川県立自然公園があるなど豊かな自然に恵まれています。また、国指定の入野家住宅や代官屋敷、古墳、城跡など数々の史跡が残り、日本で唯一といわれる武者絵資料館は歴史と文化の町を象徴しています。

さらに年間約20万人が訪れる芝ざくらまつり、観音山梅の里の梅まつりでは、都市と農村の交流が盛んです。

(2) 位置

市貝町は東西9.9km、南北15.6kmの長方形をしており、県都宇都宮から東へ約24kmに位置し、東は茂木町、西は芳賀町、南は真岡市、益子町、北は那須烏山市の2市3町に接しています。

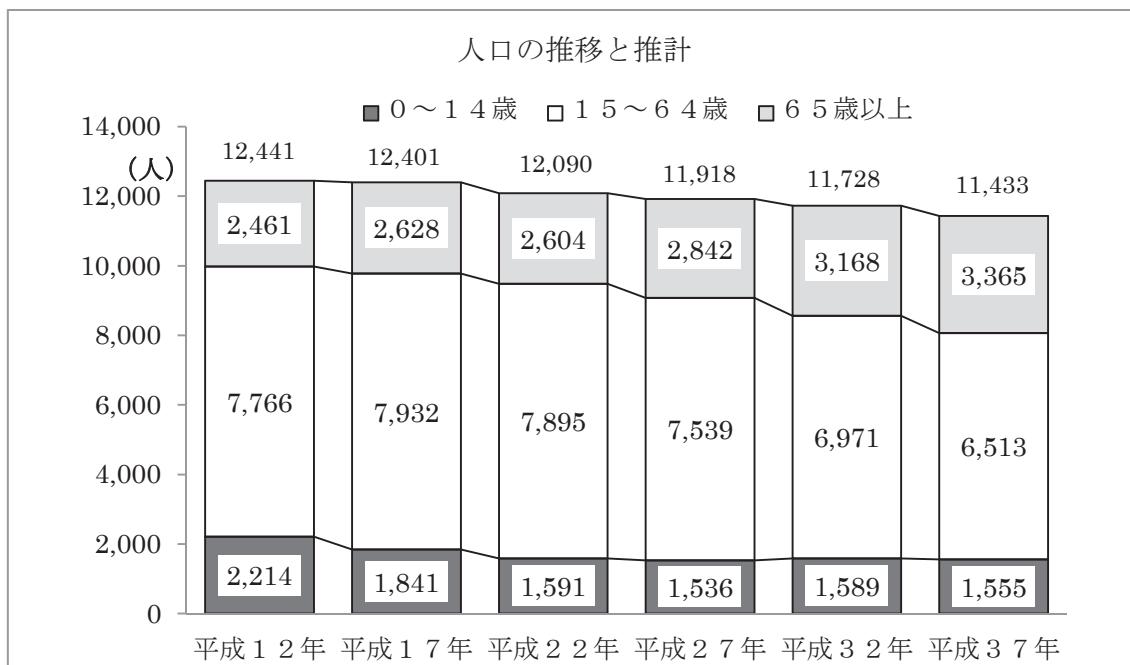
自動車では、北関東自動車道真岡ICから宇都宮茂木バイパスに乗り約30分、鉄道では、小山から水戸線で下館へ、下館からSLで有名な真岡鐵道に乗り換えて約60分で到着します。

2. 市貝町の現状

(1) 人口の推移と予測

市貝町の人口は、平成22年実施の国勢調査を基に推計すると、平成7年から始まった人口減少は今後も続き、第5次振興計画の目標年次である平成27年には、年少人口比率が12.8%、高齢化率は23.8%になると推測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま有効な定住および交流人口の増加策を講じなければ、平成52年には総人口が9,483人になるとのことです。この年の町内3つの小学校の入学する児童数は70人であり、高齢化率は37%に跳ね上がる見込まれています。喫緊の人口増加策が望まれるところです。



注：コードホートセンサス変化率法で推計（100%調整を実施）

資料：国勢調査

平成22年の年齢区分は住民基本台帳（8月1日現在）比率

出典：「第5次市貝町振興計画・後期基本計画平成23年度～平成27年度」平成23年3月発行

（2）高齢者の現状

要介護者の推移をみると、平成22年度には427人で要介護認定率は15.9%となっていましたが、平成26年度には516人となり、高齢者人口に占める認定率は17.5%となり、4年間で1.6ポイント上昇しています。

要介護等の状況（各年9月末現在）

| 年 度 区 分 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第1号被保険者数 | | 2,681人 | 2,666人 | 2,767人 | 2,840人 | 2,945人 |
| 年 齢 別 | 前期高齢者 | 1,155人 | 1,179人 | 1,265人 | 1,369人 | 1,117人 |
| | 後期高齢者 | 1,526人 | 1,588人 | 1,575人 | 1,576人 | 1,549人 |
| 要介護認定者数合計 | | 427人 | 435人 | 480人 | 504人 | 516人 |
| 要介護認定率 | | 15.9% | 16.3% | 17.4% | 17.7% | 17.5% |
| 介 護 度 別 | 要 支 援 1 | 27人 6.3% | 32人 6.7% | 29人 5.8% | 30人 5.8% | 23人 5.5% |
| | 要 支 援 2 | 42人 9.8% | 46人 9.6% | 58人 11.5% | 58人 11.2% | 43人 9.9% |
| | 要 介 護 1 | 78人 18.3% | 91人 19.0% | 95人 18.8% | 84人 16.3% | 75人 17.9% |
| | 要 介 護 2 | 72人 16.9% | 84人 17.5% | 95人 18.8% | 86人 16.7% | 78人 18.4% |
| | 要 介 護 3 | 74人 17.3% | 87人 18.1% | 88人 17.5% | 85人 16.5% | 73人 18.2% |
| | 要 介 護 4 | 56人 13.1% | 65人 13.5% | 68人 13.5% | 91人 17.6% | 48人 11.3% |
| | 要 介 護 5 | 78人 18.3% | 67人 14.0% | 71人 14.1% | 82人 15.9% | 77人 18.9% |

| | | | | | | |
|--------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 第2号被保険者における要介護認定者数 | 人数 | 19人 | 19人 | 16人 | 19人 | 12人 |
| | 認定率 | 0.4% | 0.4% | 0.3% | 0.4% | 0.3% |

資料：「介護保険事業状況報告書」（各年9月末現在）

※第1号被保険者：65歳以上の町民

※要介護認定率：被保険者に占める要介護認定者数の比率

※第2号被保険者：40歳以上65歳未満の町民

(3) 障害者の現状

平成26年4月1日現在で町内における身体障害者の合計の人数は741人であり、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに増加しており、町の人口に占める割合は6.0%を占めるほどに増えています。

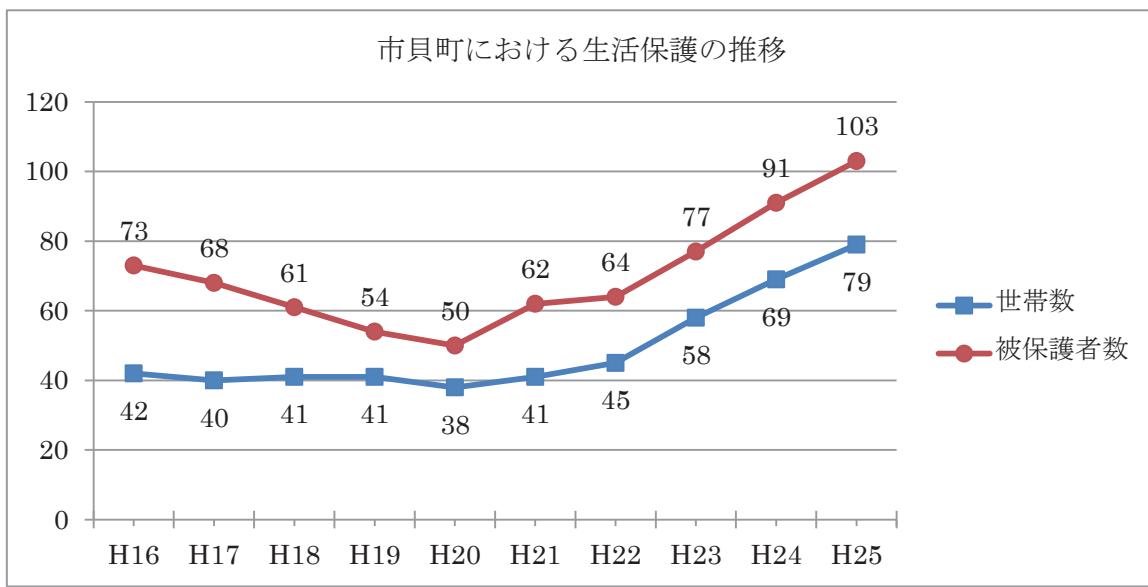
障害者等の推移（各年4月1日）

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障害者 | 376人 | 374人 | 386人 | 416人 | 444人 |
| 知的障害者 | 82人 | 87人 | 87人 | 87人 | 91人 |
| 精神障害者 | 25人 | 29人 | 29人 | 35人 | 39人 |
| 自立支援医療費負担者 | 55人 | 68人 | 82人 | 99人 | 110人 |
| 難病患者 | 62人 | 60人 | 61人 | 56人 | 57人 |
| 合計 | 600人 | 617人 | 645人 | 693人 | 741人 |
| 総人口 | 12,577人 | 12,479人 | 12,442人 | 12,334人 | 12,340人 |
| 対人口比 | 4.77% | 4.94% | 5.18% | 5.62% | 6.00% |

（健康福祉課調べ）

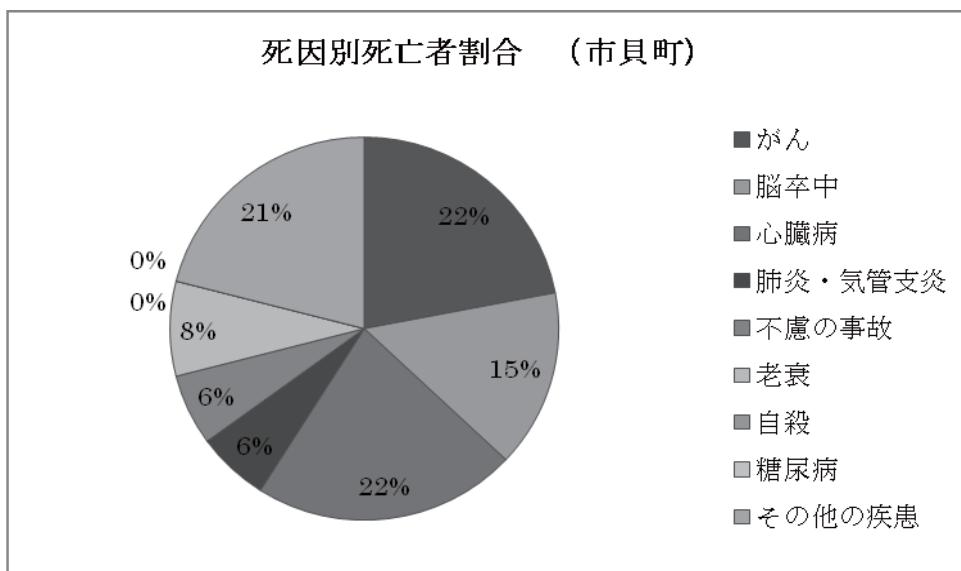
(4) 生活保護受給者の現状

生活保護世帯の数は、平成21年以降増加に転じてきており、平成25年には、はじめて70世帯を超えることとなり、受給者数も100人を超えた。



(5) 健康状態

平成24年度の死亡状況の構成比をみると、がんが22%と最も高く、脳卒中、心臓病が続きます。受診件数の多いのは、高血圧性疾患、次いで歯肉炎および歯周疾患、糖尿病の順ですが、受診率でみると、県平均とほぼ同じ値となっています。一人当たりの医療費は、県平均を若干下回っています。



(資料 H24 年度 市貝町の健康)

受診件数の多い疾患上位6位

| | |
|----|------------------|
| 1位 | 高血圧性疾患 |
| 2位 | 歯肉炎及び歯周疾患 |
| 3位 | 糖尿病 |
| 4位 | 屈折及び調節の障害 |
| 5位 | その他の内分泌、栄養及び代謝疾患 |
| 6位 | その他の歯及び歯の支持組織の障害 |

(資料 国保連HP 目で見る国保)

1人当たりの医療費の推移

単位：円

| 年 度 | 町 | | | | 県（平均） | | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 一般 | 退職 | 後期 | 総数 | 一般 | 退職 | 後期 | 総数 |
| 平成19年度 | 199,417 | 400,896 | 641,014 | 323,321 | 210,389 | 386,398 | 764,013 | 348,676 |
| 平成20年度 | 265,006 | 293,437 | 608,281 | 371,708 | 242,286 | 379,378 | 737,000 | 374,888 |
| 平成21年度 | 230,352 | 326,836 | 649,890 | 362,786 | 250,523 | 344,664 | 766,019 | 389,244 |
| 平成22年度 | 239,388 | 344,294 | 644,712 | 368,302 | 261,643 | 346,746 | 796,672 | 408,824 |
| 平成23年度 | 242,816 | 366,588 | 692,800 | 387,005 | 269,188 | 353,836 | 803,574 | 419,505 |
| 平成24年度 | 259,976 | 397,926 | 686,409 | 401,973 | 279,852 | 350,494 | 801,399 | 429,700 |

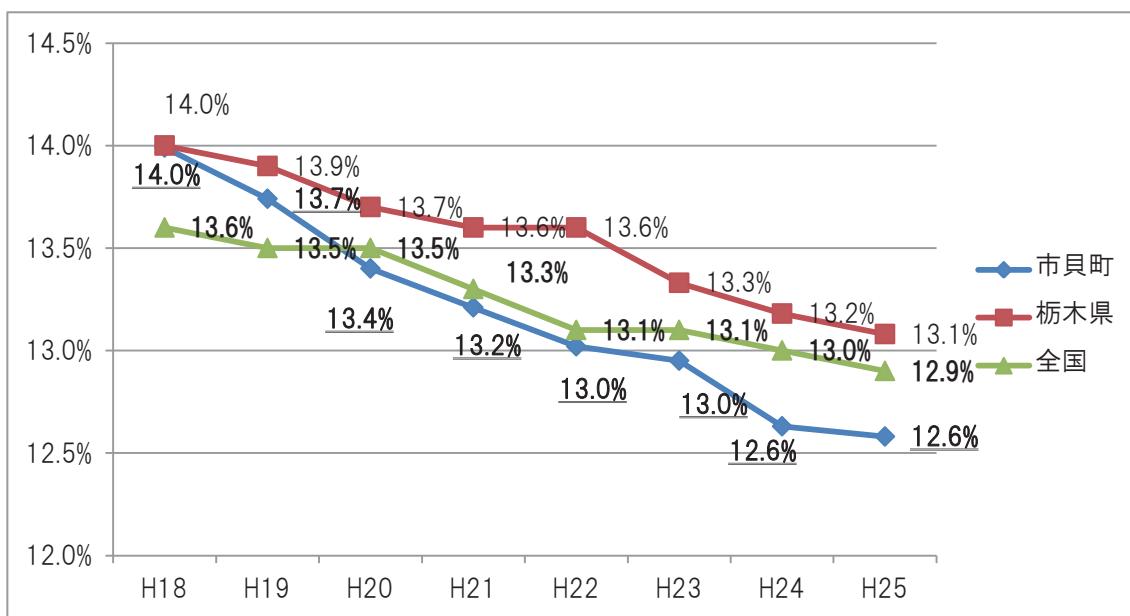
(資料 国保連HP 目で見る国保)

(6) 子どもの現状

①年少人口の割合

市貝町の15歳未満の子どもの人口（年少人口）は、全国及び栃木県と同様に昭和60年頃から減少に転じ、平成18年以降は栃木県を下回っています。

年少人口比率の比較(毎年10月1日現在)

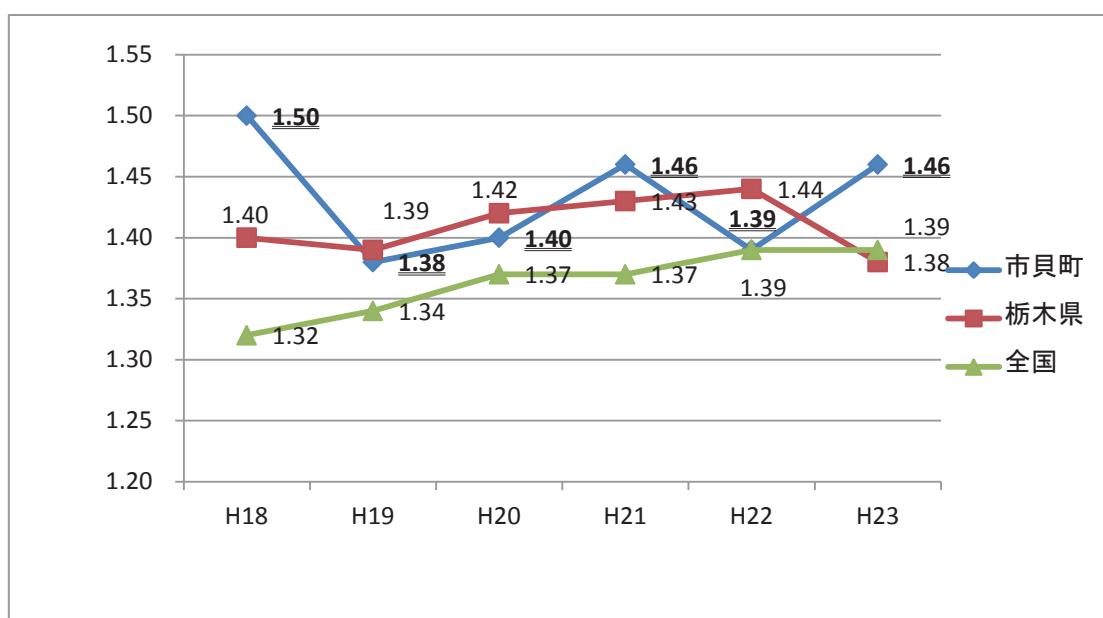


(資料：国勢調査・栃木県毎月人口調査)

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、年度によって高低の差があり、変動が激しく推移しています。

合計特殊出生率の推移

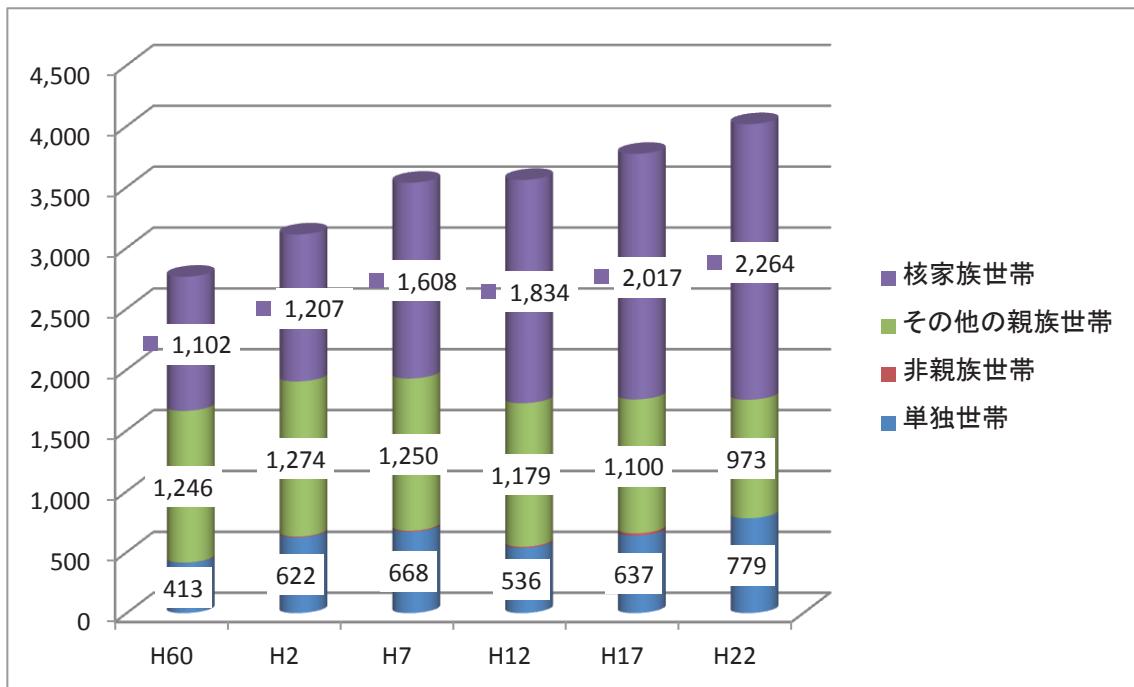


(資料：人口動態統計)

③世帯構成別世帯数の推移

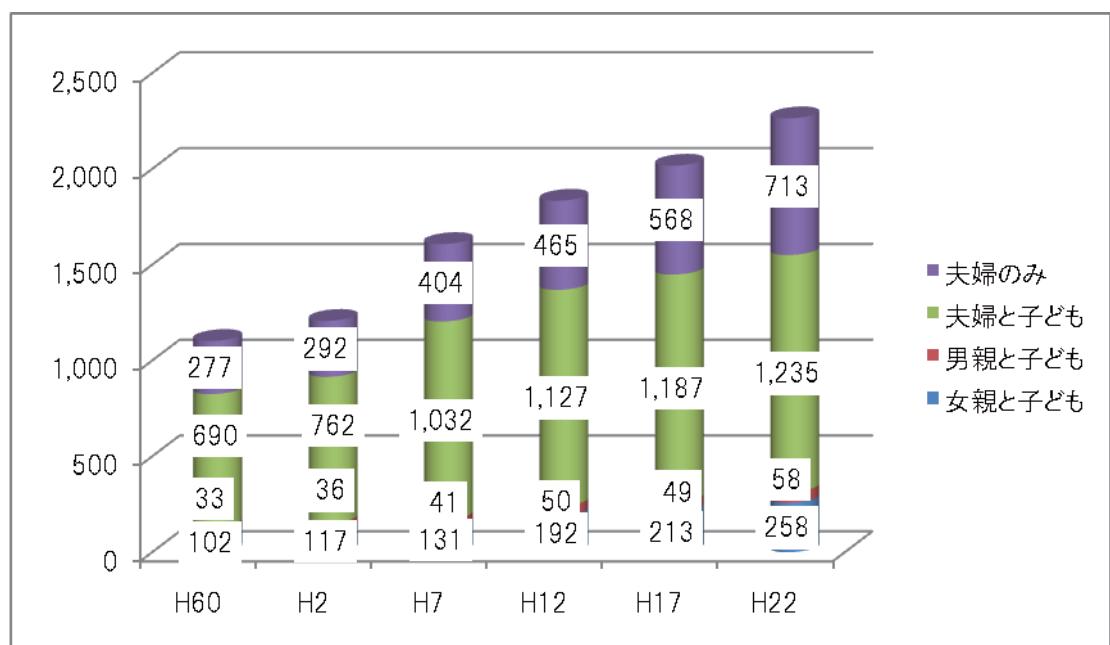
世帯構成別の推移をみると、核家族世帯の占める割合は高い割合を示しており、核家族世帯のうち、ひとり親世帯についても年々増加しています。

世帯構成別世帯数の推移(一般世帯)



(資料：国勢調査)

核家族世帯の内訳



(資料：国勢調査)

3. 市貝町の課題

(1) 社会の状況

我が国の少子高齢化は一層深刻です。この状況は、当然市貝町にも反映しています。全国の高齢者問題で考えると、団塊の世代が75歳以上に達する2025年問題は、後期高齢者の増大という現象をもたらします。75歳以上人口の割合は、現在10人に1人、平成42年（2030年）には5人に1人、平成67年（2055年）には4人に1人と推計されているのです。65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者が増加していき、平成27年（2015年）推計385万人、平成37年（2025年）推計700万人という数値が示されています。

このように、高齢者が増加する社会では、様々な問題が出てきます。認知症高齢者の徘徊・行方不明問題、認知症等により片付けがうまくできなくなるゴミ屋敷問題、一人暮らしの高齢者の孤独死、高齢者が入院・入所したり、亡くなることで、自宅が空き家になる等です。一人暮らし高齢者の見守りネットワークから外れ、高齢の親と障害を持つ子どもの二人世帯の共倒れ死亡なども起こっています。親の介護のために仕事を辞めた子どもが、社会的に孤立し、親の看取り後なかなか社会に復帰できないという問題もあります。

障害を持つ人たちも増加傾向にあり、特に全国的に精神障害者の増加が指摘されています。国の障害者福祉施策では、「就労支援」に力を入れていますが、現実的には障害者の就労はなかなか進みません。障害の診断により、新たに広汎性発達障害と診断される人たちも増えてきておりますが、受け入れる施設や対応できる専門職も少ない状況です。脳への障害を負った高次脳機能障害もようやく法の中で障害として認められましたが、受け入れ施設もまだまだ少ない状況です。

社会の中では、虐待問題が様々報じられています。高齢者、障害者の虐待問題もありますが、子どもへの虐待は、その子どもの成長と一生に関わる問題ですので、特に早期の発見が求められます。子どもの問題では、少子化傾向を回避するには、いかに子どもを産み育てやすい環境、地域づくりが重要となります。子どもの問題で見落とされているのは、「子どもの貧困」という問題です。平成24年の厚生労働省のデータでは、日本の子どもの貧困率は16.3%と高めとなっています。ユニセフのデータでは、世界先進国35カ国中、日本の子どもの貧困率は、9番目の高さとなっています。たとえ生まれた家の状況がどうあれ、子どもが社会人となった時に貧困ではないという支援が重要となります。

いま、我が国の福祉施策の方向は、援助が必要な高齢者も障害者も、子どもも施設に入所して施設で生活することではなく、地域で出来るだけ自立した生活を送れるよう支援する地域自立生活支援になってきています。高齢者の介護保険施策の「地域包括ケア」は、地域生活支援です。知的障害で入所施設に入所している人の地域移行も、地域生活支援です。精神障害者の入院している病院からの退院促進も地域生活支援です。これらの地域生活支援は、すなわち地域福祉の推進を中心の福祉施策ということです。

しかし、今私たちの住む地域はどうでしょうか？地域生活支援といつても、公的な福祉サービスは限界があり、住民の問題を全ては解決できません。そこでは住民の絆と、参加協力による「支え合い活動」が重要となります。その体制がまだまだ不十分です。また、高齢者も、障害者も、子ども達にも、地域での居場所が必要ですが、まだそれも十分ではありません。

この計画をもとに、この計画を進めていく時に、住民同士が支え合い、高齢者も障害者も子どもたちも、多くの住民の方々と交流し、つながり、絆を深めていく地域づくりが大切ではないでしょうか？

（2）地域の課題（住民調査結果・住民福祉懇談会の結果）

1) アンケート調査

わたしたちは、地域福祉総合計画の策定そのものが地域福祉の実践であると認識しています。計画を策定するプロセスは、計画づくりに参画した住民が福祉活動の主体であるという自覚を強くするとともに、ひいては、地域全体の福祉文化を向上させることに役立つ重要な作業の過程です。

さらに、住民と役場の職員が対等な立場で向かい合い、まち・地域の将来のあり方にについて、希望を語り合うことで住民自治を実りのあるものとし、ひいては、地域の福祉力を高めることとなり、最終的には「福祉でまちづくり」に結実するものと期待されています。

このため、まず、福祉課題への気づきを促すためにアンケート調査を試みました。アンケート調査は、市貝町に住所のある20歳から64歳までの方を無作為に抽出し、1400人を対象に実施いたしました。（64歳まで調査対象としたのは、同時期に65歳以上の方を対象とした調査が行われていたためです）

回収された回答数は548であり、回収率39.1%でした。

設問は回答者の「性別」から「介護サービスについてどのようにお考えですか」まで、全部で35問でしたが、主だったものについてみると、問10では「近所付き合いや住民間の交流について、どの程度必要と考えますか」に対して、選択肢7つのうち、最も多かったのは「普段から交流しておいたほうがよい」の286回答でした。以下多いものから列挙します。

- ①普段から交流しておいたほうがよい・・・286回答（全体の52.2%）
- ②普段から交流は必要だ・・・93回答（全体の17.0%、20~29歳が22.9%で最も多い）
- ③必要だと思わないが、地域で交流すること自体は大切だ・・・74回答（全体の74%（同13.5%、40~49歳が15.8%で最多）
- ④面倒なのであまりしたくない・・・61回答（同11.1%、20~29歳が17.1%で最多）
- ⑤地域内ではなく、仲間やグループで交流すればよい・・・17回答（同3.1%、40~49歳が4.4%で最多）
- ⑥行政が支援すべきで、地域での交流は必要ない・・・6回答（同1.1%、30~39歳が2.2%で最多）

「必要だ」としたのは、379回答で、全体の69%を占め、これに、「交流自体は大切だ」を加えると、82.6%に達します。回答者の8割の方が近所付き合いや、住民間の交流は必要であり、大切だと考えていることが分りました。かつて、近所付き合いは煩わしいとの声が聞かれましたが、このような声は当町においては少ないようで、適度な人間関係は健全であり、安全・安心の地域の基盤となっているようです。

問13の「地域でいま何が問題だと感じていますか」の問に対して、

- ①特に問題を感じていることはない・・・88回答（全体の16.1%）
- ②防犯、防災・・・・・・・・77回答（全体の14.1%、年齢は万遍なく表れている、男性が若干多い）
- ③高齢者に関する問題・・・75回答（同13.7%、50～64歳が最も多い）
- ④一人暮らしの高齢者が増加・・・60回答（同10.9%、女性が多い）
- ⑤子どもに関する問題・・・59回答（同10.8%、女性が多い）
- ⑥地域のつながりに関すること・・・32回答（同5.8%、65歳以上が50%で最も多い）

との回答がありました。市貝町は県内でも最も犯罪率が低い町ですが、東日本大震災において住民の殆どの家屋が震度6強の大地震の被害を受け、実体験として自然災害の怖さを感じていることから、防犯、防災がトップとなりました。続いて、少子高齢化を反映した、高齢者の一人暮らし世帯の増加や、子育てについての問題意識が高いようです。

問20では、「住民として孤独死を防ぐために有効だと思う方法は何ですか」と伺ったところ、以下のような回答がでした。

- ①隣近所などの安否確認・・・88回答（全体の34.3%）
- ②緊急通報システム・・・56回答（同10.2%）50～59歳が13.7%で最も多い
- ③民生委員の訪問・・・51回答（同9.3%、65歳以上が50%で最多）
- ④消防、警察による安否確認・・・28回答（同5.1%）
- ⑤新聞、郵便局配達員により安否確認・・・25回答（同4.6%）

その他、介護施設（4%）、水道、ガス、電気の検針員（2.9%）、電話での安否確認（2.7%）による安否確認の順となっています。孤独死を防ぐためにも、隣近所などの付き合いの大切さを意識されている方が多いようです。

最後に、問31において、「今後、地域福祉の推進のため、町民が取り組むべきことは何だと思いますか」の問に対し、複数回答可能との条件の下で最も多かったのは、「住民同士の助け合いの意識を向上させる（371回答）」「家族以外で身近に相談できる人を増やす（173回答）」「情報が聞けるサロン等の場所を増やす（147回答）」「住民同士が話し合える機会を作る（139回答）」、の順となっています。

住民同士の助け合いの重要性を指摘するものが第2位の「相談する人を増やす」より25ポイントを上回る割合を占めました。福祉サービスを必要とする者を固定して、一方的にサービスを供給するのではなく、支えられる側と支える側を入れ替えることにより相乗効果が生まれる連鎖反応的な地域づくりを期待することができるような可能性を感じました。

設問の選択肢の中には、「その他」ということで、自由筆記の空欄を設けましたが、普段の表面的な問題からは出てこない本音が書き込まれていましたので、拾い上げて検討してみたいと思います。交流の場を増やしたり、福祉行政の基盤を作るには小地域活動区域の単位となる自治会は重要な位置を占めます。問11-2の「自治会に加入していない理由」として、そもそも「自治会がない」「アパートだから」「新しい団地だから」あるいは、「数軒入っていた家が退会し、2軒になってしまったため」「解散した」

というものがありました。中には、「入れてもらえなかった」という理由もあり、開かれた自治会であることが大切です。このような理由の殆どは、「自治会があれば入りたい」「入ってみたい」という気持ちが伺えます。これに対し、「話しが通じない。閉鎖的で気持ちが悪い」などの意見もあり、自治会も時代の変化に対応することが必要です。

また、問13に「地域での問題」については、「買い物不便、飲食店少ない、病院が少ない」「動物投棄」「日照権の侵害」のほか、「60代、70代、80代の単身、夫婦のみの世帯が増えている、お祭り役員など、段々に難しくなっていくと思う」など地域の過疎化に伴い、地域の行事ができなくなっていく深刻な状況が浮き彫りになりました。

同じような設問として問14で、「地域での不安」について伺ったところ、「制度の理解に役立つ情報が入ってこない」という答えがあり、問26の「保健や福祉の情報はどこから知りますか」の問い合わせに対し、「知らない」という答えも数件返ってきており、情報の発信と共有に課題があるようです。このことは、問36の地域福祉のあり方に対する自由意見の中でも具体的な声とともに上がってきています。

「地域ごとの相談所の設置を求める」

「介護についての手厚いサービスや、支援のとりつき等の情報交換」

「福祉の窓口の一元化」

「どこに相談したら良いのかわからない」

「相談する窓口が身近にあってほしい」

「サービス等の窓口での対応がとても大切です」

「どんな人でも来られるように、間口を広く、「敷居」を低くしてほしい」

「健診に行かないと福祉サービスもどのようなものがあるか分らない」

「私はアパートに住んでいますが、正直情報がまったくまわってきません」

「手続きの仕方などわかりやすくしていただきたい」

「地区の民生委員が誰かわからない」

「介護を受ける前の予防をもっと小単位でやったほうがいい」

「若い人にもっとわかりやすくしてほしい」

「東京に住んでいたことがありますが、区役所、福祉事務所の人はいろいろ教えてくれました」

「ケアマネージャーが介護施設の付属となってはならない」

など、住民のみなさんが、保健や地域サービス、地域福祉のあり方などについて、不安や焦り、時には憤りを感じていらっしゃることが伺えます。ご意見を一つひとつ吟味していくと、介護が必要な人もまだ必要としていない若い人も、加齢により必然的に要支援・要介護となっていくわけですから、親切でわかりやすく、誰にでも来やすい窓口、しかも1回で全部の手続きを知ることができ、不安が解消できる一元的な窓口が求められていることが、手に取るように明らかになっています。しかも、そのような窓口には、豊富な知識と経験も持った専門職の配置が要求されます。

2) 住民福祉懇談会

各部門の計画を策定するにあたり、アンケート調査に加えて、住民福祉懇談会を開催していますので、この中で話し合われた問題についても検討してみたいと思います。同

懇談会は、男女の比率に配慮し、中学生から高齢者まで、さらに障害者などの当事者も迎えて活発な意見交換が行われました。参加者全員には記入カードが配られ、住んでいる小学校地区（小貝、市貝、赤羽の三地区）、性別、年齢を確認した上で、「気づいている地域の課題」と、これに対する「あなたが考える解決方法」を記入することになりました。性別や年齢の欄は無記入が多かったのですが、グループ討議の結果、地区の現状や課題は、かなり明らかになったのではないかと思われます。

①小貝地区（北部）

- ・1人暮らしの高齢者が多い
- ・買い物が不自由
- ・通学路に防犯灯が少ないうえに、歩道もついてない（中学生）
- ・70歳過ぎの方が多く、バスの便もなく、バス停も無く、病院への送迎が困難
- ・若者の希望する職場がない（59歳、男性）
- ・災害時の事前事後における要支援者把握
- ・単身者の高齢化
- ・障害者の交流がない
- ・空き家が増えた
- ・自治会に入りたいが入れなかつた方が数名
- ・子育てで悩んでいる（42歳 女性）

②市塙地区（中部）

- ・おばあちゃんがいつも一人でいる
- ・子どもが家に一人でいる
- ・子育て支援を知らない
- ・イベント時にしか人が集まらない
- ・バスの便が悪く、買い物が大変、通院の足がなく困っている
- ・災害時の対応がわからない（68歳、男性）
- ・空き家が増えてきている
- ・車に乗れない
- ・母子家庭の家が大変そう
- ・自治会活動に若い人の参加が少ない
- ・障害者を支える家族の高齢化、障害者の独居
- ・中学校の帰り道が暗いので不便
- ・子どもを一時的に預かる場所が少ない（49歳、女性）
- ・転入した転入者が自治会に参加しない
- ・災害時の避難経路がわからない（14歳、女性）
- ・親子で安心して遊べる場所がない（47歳、女性）
- ・子どもの数が少なくて、子ども会のための活動ができない

③赤羽地区（南部）

- ・自治会に加入しない人が多い
- ・防災無線が聞きづらい
- ・公園や児童館がない
- ・買い物などが心配
- ・隣近所の様子が見えない（55歳、女性）
- ・通院時の足がなくて困る（58歳、女性）
- ・1人暮らしのお年寄りの火の始末が心配
- ・空き家の手入れがなされていない
- ・障害者がスポーツできる施設が欲しい
- ・退職後の地域での楽しみの仕方がわからない（63歳、男性）

地域における生活の課題については、以上のように多くの書き込みが見られましたが、課題に対する「あなたが考える解決方法」については、無記入が目立ち、問題状況は日頃から目にして分っているが、いざ解決となると戸惑いがあるようです。事項別に分けて提案された解決策を見てみましょう。

①高齢者だけの世帯が多い

- ・地域での声掛け、絵手紙を送る、見守りネットワーク、話し相手、訪問、注文をとつて食材を届ける、移動販売、緊急通報システム、敬老会、地域ごとに交流の場を設ける、サシバふれあい号（デマンドタクシー）を町外でも使えるようにする、傾聴ボランティアを増やす、老人ホームへの入所を勧める

②障害者の交流がない

- ・地域ぐるみの組織が必要、障害を持っている子供の親同士で意見交換をする

③子育てで悩んでいる

- ・小さな子どもがいる母親たちが集まる場、相談窓口

④防犯灯がない、街灯の整備、ソーラーライト

⑤空き家が増えている

- ・町のホームページにのせて都会の人を受け入れる、空き家バンクに登録して町が管理する、町が所有者に働きかける

⑥災害時の避難経路が分らない

- ・防犯訓練を行う

⑦自治会に加入しない

- ・自治会加入のメリットのチラシやPRビデオを作成する、転入手続き時に窓口に置いて渡す

解決策の中で、考えさせられたのが、近所に一人暮らしの高齢者がおり、火の始末が心配という「気づいている地域の課題」が南部と北部から挙げられていますが、これに対して、「ホームへの入所をすすめたい」というものと「家族と話しあってガスから電気に変更」と、「近隣住民から火を使わせないように支え合う」という対応策の三つがあったことです。近所の人々には、自分たちよりも長く地域に暮らしてきた物知りのお

年寄りと安心して仲良く支え合いながら暮らしていけるように協力しあうように考えました。ここには、個人の自立と近隣の住民との共生が成立しています。わたしたちは、加齢に伴って心身の自律を失っていっても、支え合いによって残存能力を発揮させながら、最後まで自分らしく生きるという地域福祉を実現することが重要です。

第2章 地域福祉推進の基本目標と計画の体系

基本目標

町民と町が協働して築く 福祉のまち いちかい

- 法律や制度にもとづく福祉サービスでは、住民の福祉の問題を全ては解決できません。そこでは、町民の力が大切になります。町民と町、公私協働制が必要です。

*協働 同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

計画目標

1. 相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます
2. 町民の参加による福祉のまちづくりをすすめます
3. 町民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます
4. 社会福祉協議会の機能強化をすすめます
5. 福祉人材の養成・確保をすすめます

○地域福祉計画の体系

みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかいいちかい

町民と町が協働して築く 福祉のまちいかい

相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます

- ◎総合地域生活支援体制の構築
(総合相談支援センターの設置)
- ◎早期のニーズキャッチ体制の構築
- ◎民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制
- ◎町民に対する福祉サービスの情報提供体制

町民の参加による 福祉のまちづくりをすすめます

- ◎福祉コミュニティ形成モデル事業
- ◎住民交流・住民活動拠点整備事業
- ◎ボランティア活動の振興
- ◎住民の福祉理解の促進（福祉教育）
- ◎子ども福祉会議の開催、小学校・中学校での福祉学習の推進

町民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます

- ◎避難行動要支援者の把握と自治会への情報提供
- ◎避難行動要支援者の避難計画の策定
- ◎災害時支援体制と福祉避難所の設定
- ◎中学校と連携した災害時避難体制の構築

社会福祉協議会の機能強化をすすめます

- ◎日常生活自立支援事業の充実と法人後見
- ◎社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー配置
- ◎社会福祉協議会が総合相談支援センターの一部を担当
- ◎住民交流・住民活動拠点の運営
- ◎福祉教育、ボランティア活動の推進

福祉人材の養成・確保をすすめます

- ◎福祉人材の養成・確保

第3章 地域福祉推進の施策の展開

計画目標 1

相談支援体制を充実し、町民の地域生活を支えます

1. 総合地域生活支援体制の構築

【事業名】

(1) 総合地域生活支援体制の構築（総合相談支援センターの設置）

【現状と課題】

現在、高齢者の支援、障害者の支援、子ども子育て支援等福祉のサービスは、法ごとに縦割りでの支援となっています。福祉サービスを担う各分野の専門職は、自らの専門的な関わりの部分しか行っていません。しかし、地域の中では、複数の福祉問題を抱えている世帯（複合ニーズ世帯）が増えてきています。このような世帯に、各専門職がばらばらに関わっているのでは、この世帯（家族）の福祉問題の全体的解決が望まれません。専門多職種が連携して、対象者横断の支援をすることが求められています。

また、平成27年の4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されます。生活困窮者とは、単に経済的困窮者だけを指すのではなく、社会的孤立者（長期の引きこもり、ホームレス、自殺企図、自己破産、ゴミ屋敷、制度の狭間にいる人たち）等々をいいます。このような人たちへの相談支援は、従来の高齢・障害・子どもという対応では出来ません。社会的孤立者の中には、高齢者も障害者もおります。仕事を失った、40歳代、50歳代の人もいます。中卒・高校中退引きこもりの人もいます。こうした様々な状況を抱えた人の支援においては、あらゆる人たちの相談支援を行う機関が必要となります。

さらに、介護保険制度では、*「地域包括ケア」の推進が各市町村に求められています。この地域包括ケアを実施して行くに当たっては、医療との連携が重要になります。

このような状況から「総合相談支援センター」が是非とも必要となってきます。

総合相談支援センターは、住民から見てもわかりやすく、そこに行けば、あらゆる福祉のことについて相談・支援してくれる場所となることが大切です。

*厚生労働省は、高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制を、2025年までに整えることを目指している。このシステムを「地域包括ケア」と呼ぶ。

【施策の方向】

総合相談支援センターの機能等

- ①地域包括支援センター
- ②訪問看護ステーション
- ③行政職員、専門職

（障害者相談支援事業、子ども子育て支援、DV被害女性支援、外国人支援、虐待防止

センター、スクールソーシャルワーカー)

④生活困窮者自立支援（社協にコミュニティソーシャルワーカーを配置）

（生活困窮者の一次相談窓口、就労訓練・就労の場の開拓・生活困窮者を活用した地域づくりの検討）

⑤3福祉地区の活動拠点での出張相談

※社協の権利擁護部門との連携

※医療機関・医師会・福祉施設との連携

※生活困窮者自立支援では、県福祉事務所との連携

【事業名】

（2）早期のニーズキャッチ体制の構築

【現状と課題】

認知症高齢者の徘徊、行方不明問題が相次いでいます。平成27年（2015年）認知症高齢者は、推計385万人と推計されていますが、平成37年（2025年）には推計700万人といわれています（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン））このように、認知症高齢者が増加していくといわれています。また、人との交流を持たない孤立した引きこもり高齢者も地域には多くあります。このような人たちの孤独死も大きな問題となっています。

高齢者だけでなく、引きこもりの20歳代から50歳代の人たちも、地域の中では増加しています。サービス利用の拒否、専門職や民生委員の方の訪問拒否の人たちもおります。

このような人たちをいち早く発見し、総合相談支援センターにつなぎ、支援していく体制が必要です。

【施策の方向】

①住民の協力によるニーズの早期発見と見守り活動

②住民福祉活動拠点における住民による相談機能でのニーズの早期発見

③認知症高齢者の早期発見のための金融機関、スーパー・マーケット、商店、企業等の協力事業所づくり

【事業名】

（3）民生委員児童委員への支援と専門職との連携体制

【現状と課題】

民生委員児童委員の全国平均の一人あたりの活動件数は、次の通りです。年間の訪問・連絡活動回数165.3回、相談・支援件数31.2件、相談・支援以外の活動と、連絡調整回数70.3回、年間の活動日数132.1日となっており、年間の活動日数から見ると、3日に一度以上、民生委員としての活動を行っている実態が伺えます。

市貝町での民生委員の年間活動件数は、訪問・連絡活動回数29回、相談・支援件数9件、相談・支援以外の活動件数56回、年間の活動日数55日となっています。仕事を持

ながら民生委員の活動をしている人もあり、休日のほとんどを民生委員活動に要することになります。

このように民生委員の活動は多忙を極め、全国的には、民生委員のなり手が見つからず、定数割れを起こしている自治体が増加してきております。

さらに、介護保険の地域包括ケアで実施されている地域ケア会議にも、民生委員の出席が求められており、生活困窮者自立支援法でも、民生委員との連携した支援が求められています。

このように法制度改や新しい社会福祉の法律が出来るたびに、民生委員の役割が増大しています。そのためには、民生委員の負担軽減よりも、役割の分散を図る必要性があります。

【施策の方向】

- ①民生委員同士の協力体制づくりのための、隣接地区担当民生委員相互による副地区担当制の導入
- ②総合相談支援センターとの連携による民生委員と専門職の協働体制
- ③民生委員の役割の分散を目的とした(加重負担にならないための)民生委員協力員制度の検討(条例設置、条例で協力員に守秘義務を課す)
- ④町が主催する民生委員研修の実施

【事業名】

- (4) 町民に対する福祉サービスの情報提供体制

【現状と課題】

社会福祉に関する情報には、様々なものがありますが、利用者にとってはニーズを充たすために利用できるサービス情報の提供が重要です。

ところが、高齢者の中には、意図的に福祉サービスの利用を控えたり、アンケートや調査結果にあったように、アパート住まいや自治会のない新興住宅にいるために情報に接する機会が滅多にない住民がおり、サービスの内容や利用方法、さらに制度自体についての情報も不足する状況が見られます。まして、福祉サービスの利用の多くが利用者と事業者との契約となる中ではサービス情報が重要です。

特に、高齢者や障害者および子どもは、サービスの内容や有効性の判断において、ハンディキャップを持っており、専門用語を住民用語に翻訳しながら、事業者の提供するサービスに対する評価情報に加えて、親切で分りやすく説明し伝えることが求められます。

【施策の方向】

- ①町広報誌をはじめ、各種パンフレットなど多様な手段を効果的に活用し、わかりやすい情報提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の担当者との連携を強化し、これらの分野の情報を集約し、各種窓口や関係機関から幅広く提供できるよう取り組みます。
- ②各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料について、住民誰もが手軽に入手できるよう、広報誌やホーム

- ページを活用した情報提供の更なる充実を図るとともに、住民が利用しやすい広報誌やホームページとなるよう、利用のしやすさの向上に努めます。
- ③町社会福祉協議会のホームページを開設し、福祉サービス、ボランティアなどの情報の伝達体制を整備します。
- ④地域の民生委員に、情報伝達の担い手としての役割を担ってもらうため、知識習得のための研修会等の取り組みを推進します。

計画目標2

町民の参加による 福祉のまちづくりをすすめます

2. 町民参加の基盤整備

【事業名】

(1) 福祉コミュニティ形成モデル事業

【現状と課題】

様々な福祉課題に対応するためには、行政のサービス制度だけで解決していくことは困難であり、町民参加による地域福祉の推進が必要になります。その中でも、自治会・ボランティア団体・NPO・社会福祉協議会等による地域活動は重要な役割を担うため、住民が主体となった地域力を活かした環境づくりと、それぞれの地域課題に沿った支援を進めていくことが必要となります。

アンケート調査では、

「今後、地域福祉の推進のために、町民が取り組むべきこと」の設問として、

- ①住民同士の助け合いの意識を向上させる (40.3%)
- ②家族以外で、身近に相談できる人を増やす (14.2%)
- ③ボランティアや地域で活動する人を増やす (10.4%)

上記3項目が上位回答となっており、その中で助け合いの意識を向上させる項目が半数近いことから、自分のできる範囲（日常生活においての声掛けやゴミ出しの協力）で福祉活動に取り組むことが必要であるとともに、その活動を支援する団体の機能向上が重要となります。

自治会加入に関する項目では、様々な事情により自治会の未加入世帯が26.4%（・加入していたが退会 6.4% ・加入していない 19.7%）となっており、その背景としては、自治会へ未加入であっても不便さを感じていない（32.9%）の他、行事への参加問題や会費の問題が続いているいます。

未加入世帯の増加は、自治組織の高齢化や担い手不足などの問題となり、多世代の交流の場である自治会行事をやむを得ず廃止せざるをえない状況を招き、自治会機能の維持が困難となります。

また、各地区の住民が中心となって福祉活動を推進する組織である、地区社会福祉協議会

が未整備であるため、地域福祉活動の活性化のためにも早急な整備が急がれます。今後の地域の担い手である団塊の世代（豊かな経験や知識をもっている）の活動の場づくりも整備していく必要があります。

【施策の方向】

学区単位の地区割を行い、3地区の中よりモデル地区を1地区設定し地区社会福祉協議会の整備に向け、自治会・民生委員協議会・地区内老人クラブ・ボランティア団体・消防団・P T A・商工会などで地域福祉を推進する基盤の設置を行います。

互いに協力し、助け合う気持ちを育む活動をするために、地域住民による懇談の場を設け、地域の課題を整理し活動の方向性を地区社会福祉協議会事業として展開していきます。

(地域住民の取り組み)

- ①自治会活動に参加し、住民同士顔見知りになります。
- ②地域に困っている人がいたら、できる範囲で力になります。
- ③地域とつながるきっかけの場である、イベントに積極的に参加します。

(行政の取り組み)

- ①各地区の福祉課題の解決に向けた取り組みを支援するための推進拠点の整備に必要な経費を助成し、町内全域への普及に努めます。
- ②町広報誌、ホームページを有効的に活用します。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①住民主体による地域福祉活動を活発化するために、地区ごとに担当職員を配置し地区内の支援活動を行います。
- ②多くの住民が気軽に参加できる住民向けの講座を、地区関係者と協力して自治公民館单位で実施し、地域住民の外出の機会の向上に務めます。

【事業名】

(2) 住民交流・住民活動拠点整備事業

【現状と課題】

日頃から顔の見える関係、支え合い助け合いの関係にしていくためには、隣近所や自治会の中での地域交流が活発であり、住民同士がお互いの思いを話し合える機会や場所が必要になります。

現在は、市塙地区に高齢者サロンが1カ所整備されており、保育施設やN P Oでの子育てサロンの実施、老人クラブにおいて高齢者相互活動を実施しています。

アンケート調査では、

「近所付き合いや住民間の交流について、どの程度必要と考えるか」の設問に、

- ①普段から交流しておいたほうがよい（52.2%）
- ②普段から交流は必要だ（17.0%）

と、普段からの交流の必要性を7割の住民が感じていることが伺えます。しかし、「ふだんの隣近所とのお付き合い」の設問によると、①あいさつ程度(41.6%)、②道で会えば立ち話をする(41.1%)の簡単な交流が8割を占めており、近隣住民同士での十分な交流活動を行うまではいかない現状があります。

どの年代においても問題視されている地域における問題としては、高齢者に関する問題(25.3%)、次いで防犯・防災(14.1%)となっております。

世代によって問題視されている項目には、子どもに関する問題(10.8%)と、特に問題を感じていることはない(16.1%)との項目が平均的に高く、自身が抱える社会的課題を把握できていない可能性があることから、自治会活動においてより細やかな多世代による地域交流の必要性が伺えます。

現在の住民による活動拠点において、参加者が限定された活動となっていることが課題であり、コミュニティ活動の支援の場としては、誰もが気軽に行き来できる居場所づくりを、地域の中に整備していく必要があります。

【事業名】

- 1) 高齢者・障害者・子どもたちの地域での居場所

【施策の方向】

多世代間の交流を活性化するためにも、地域ぐるみで集える居場所の整備が必要となります。日常生活を送る上での課題を、住民同士で気軽に集い交流を深めながら、問題解決の糸口をさがすことのできる環境の充実が必要となります。

家庭や学校などとは違う、地域の人々との関わりがあり安心して過ごすことのできる居場所づくりの整備を推進します。

(地域住民の取り組み)

- ①自発的に地域の課題解決に向けて活動のできる場として、役割を担いお互いに支えあえる場づくりに参加します。
(社会的排除がされないような場所にするために、様々なことへ理解を深めます。)
- ②住民同士の常日頃からの出会いと、世間話が言える関係づくりを再確認します。

(行政の取り組み)

- ①地域交流の居場所づくりを支援するため、公共施設の空きスペース情報を集約し、有効活用ができる支援体制を検討します。
- ②地域交流の場の情報を広報誌やホームページで啓発します。
- ③保健師による健康づくり出前講座を実施します。
- ④移動手段の広報啓発として、サシバふれあい号の活用をPRします。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①参加する住民の一人ひとりが居場所を運営するための役割を担い、自主的なサロン活動と

しての仕組みを参加者みんなでつくります。

- ②新しい情報を発信できる拠点としての役割を果たせる居場所にします。
- ③地元商店街や商工会へ協力依頼を行い、交通の足の問題による買い物難民の問題を出張販売により解決できる仕組みをつくります。
- ④地域の空き家などの情報を参加者と一緒に把握し、スペースの有効活用を図ります。
- ⑤サロンに参加する方の日常的な会話から、地域が抱える課題の集約に務めます。

【事業名】

2) 住民福祉活動拠点（住民による相談機能）

【施策の方向】

住民による相談機能を強化させるためには、自治組織の活性化と地域の中で新しい情報を共有することが必要です。

住民一人ひとりが、地域の情報を把握できるよう自治会組織の繋がりを有効的に活用し相談する機会をつくります。

地域において助け合い活動を継続的に行っていくためには、住民による相談機能の強化と、適切な専門職の介入による地域ごとの独自基盤の整備が必要となります。

(地域住民の取り組み)

- ①自治会未加入世帯に対して、自治会から回覧等による情報提供などを通じて加入の働きかけを行います。
- ②自治会が、若手世代や未加入者が参加するきっかけ作りを実施して、助け合いの関係を強化し、自治会に入りたくなる雰囲気づくりをします。
- ③多様な年代が参加できるようサークル活動を活性化し、地域の交流を中心とした住民同士の相談機能の強化を図ります。

(行政の取り組み)

- ①自治会組織の活動を把握し、先駆的事業を町内へ周知拡散します。
- ②町として自治会組織への加入促進の啓発を行うとともに、自治会の福祉活動への支援に取り組みます。
- ③住民による自主運営事業や、住民の福祉活動を主体とした地域づくり、まちづくりを支援します。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①住民による相談機能を向上させるために、出前福祉講座（傾聴ボランティア養成講座、小地域づくり講座や災害時活動訓練講座）において地域福祉課題の解決のための話し合いへの講師や職員の派遣を行います。
- ②各地区の老人クラブを支援するとともに、若手会員（地域リーダー発掘）の増加運動を実施します。

- ③人的支援（職員派遣、ボランティア派遣）並びに各種助成金を活用し財源の確保などにも努めます。
- ④住民がすでに行っている一つ一つの活動に着目し、地域に潜在的にある課題と住民活動を繋げることで、自治組織での助け合い活動を支援します。

【事業名】

3) 総合相談支援センターの出張相談

【施策の方向】

学区ごとで総合相談支援センターの出張相談を行うにあたり、従来の出張所で開所しているだけの形式では、相談者が来所しにくいくことが考えられます。これから相談所を運営していくにあたっては、何かの集いの事業のついでに気軽に相談も受けるような、多くの人が行き来する場や機会に同時に開催する必要があります。

相談者の様々な課題を、各種専門機関に繋げ地域住民を巻き込んで解決するためにも、出張相談所の整備を行います。

(地域住民の取り組み)

- ①地域の様々な問題を出張相談所へ情報提供を行います。
- ②地域の情報を把握し、地域の問題解決を自主的に取り組みます。

(行政の取り組み)

- ①出張相談所機能の広報、啓発に務めます。
- ②相談から上がった情報を精査し、各関係機関へ繋ぎます。
- ③相談所の開設にあたり、開設場所の備品の整備を行います。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①住民が集うサロン活動の中で相談会を定期的に開催します。
- ②心配ごと相談事業の内容を見直し、出張相談機能も果たせるようにします。
- ③社会福祉協議会が実施するサービスの申請を出張相談所でも行えるようにします。

【事業名】

4) 地域福祉活動人材の発掘

【施策の方向】

地域福祉活動を活性化するためにも、地域の様々な活動に住民が進んで参加し、地域への関心を高める支え合い活動などを継続的に取り組む必要があります。

地域福祉活動を推進するリーダー的人材の発掘と、これまで福祉に関心がなかった人などへ参加を呼びかけ、地域活動において福祉への理解や知識や技術を高めていくことが必要となります。

地域福祉活動の担い手の確保やリーダー育成に向け、地域の多様な人々の参加と協力を進めるとともに、福祉作業所に就労している方や、地域にある福祉施設などと一緒に、個

々の自主的な活動を地域に還元できる人材育成の仕組みを整えます。

(地域住民の取り組み)

- ①地域で行う福祉活動に進んで参加するよう努めます。
- ②自治会において、民生委員児童委員、ボランティア、福祉施設従事者などの情報を把握し、地域福祉活動時にリーダーとして活動してくれる体制づくりをします。
- ③住民活動を活性化させるための講習会を開催し、積極的に参加します。

(行政の取り組み)

- ①自治組織の地域福祉人材リスト化を支援します。
- ②福祉施設の地域への社会貢献活動を推進します。
- ③介護支援ボランティア育成事業を推進します。

(認知症サポーター養成講座など)

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①地域の福祉人材、住民助け合いマップ（自治会規模）の作成を支援します。
- ②人材育成の研修や情報提供などの充実に取り組みます。
- ③県内外の先駆的小地域活動を研究し、地域ごとの活動ができるよう支援します。

【事業名】

(3) ボランティア活動の振興

【現状と課題】

生涯学習課やボランティアセンターを中心として、各種講座、イベント活動支援、福祉ボランティア活動を推進しています。新規活動としてボランティアセンターと老人クラブ連合会による子ども達の支援と多世代交流を目的とした、学校対象の緑化ボランティアなどを実施していきます。

地域活動やボランティア活動についてのアンケート調査においては、自治会活動への参加（27.6%）がもっとも多く、次いで参加したことがない（25.4%）となっており、参加したことがない理由については、仕事や家事が忙しい（53.2%）、次いで仲間がない、知らない（24.5%）となっており、日常生活の中での時間の確保、広報啓発の機能が弱いことも活動が振興しない理由とも思われます。

現在活動しているボランティアとのグループワークの中からは、今後の課題として「足の確保の問題の解決」が多く、生活をするにも、ボランティア活動をするにも現在の公共サービスだけでの移動手段では限界があるとの意見があります。

今後は、それぞれの地域ごとで住民一人ひとりが現在行っているボランティア活動とは別に、日常生活の延長線上で行える活動を増やしていく必要があります。

【施策の方向】

(地域住民の取り組み)

- ①日常生活の中でも出来る範囲（声かけ・ゴミ出し・電球交換・降雪時の近所の雪かきなど）のボランティア活動を各自が実践します。
- ②一人で物事の全てを解決するのではなく、近所にお願いし合える関係づくりをします。

(行政の取り組み)

- ①先駆的な自治会の小地域活動の把握及び広報をします。
- ②先駆的活動を実施している自治会への支援を行います。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①出前福祉講座による（福祉教育、防災など）ボランティア養成講座等でボランティア人材の養成を行います。
- ②降雪時や有事の際の対応に必要な機材の整備、貸し出しなどを行います。
- ③町外のボランティア団体の確保や連携を行い、町内で活動する人々と繋げ自主活動の幅を広げます。
- ④老人クラブ連合会活動を支援し、学区清掃活動の推進及び活動参加者を拡大し、住民総出で取り組み、地域で子ども達を育む環境の整備を行います。
- ⑤ボランティア活動を強化するためにも、夜間や休日の養成講座を開催します。

【事業名】

（4）住民の福祉理解の促進（福祉教育）

【現状と課題】

住民学習の機会として城見ヶ丘大学校や高齢者学級などの生涯学習事業や、NPO、社会福祉協議会などの活動において、地域活動講座や福祉講座などの多岐にわたる講座を開催していますが、開催講座の内容に一連の流れである「事前学習・実施・事後学習」がない単発的な講座もあるため、地域課題の解決のための実践的な内容には達していない状況でもあります。

小学校や中学校においては、福祉理解についての学習に取り組んでおり、事前学習を踏まえたのち、地域の福祉施設への訪問活動が行われています。

福祉への理解をより一層深めるためには、地域住民が福祉理解に触れ合える環境が身近にあること、当事者との交流から学ぶことが必要になってきます。

当事者団体の活動も会員不足などから活性化されない現状がありますが、地域での福祉理解を推進するための団体としての機能を強化し、住民が福祉への理解と意識を高めるための活動が必要となります。

【施策の方向】

(地域住民の取り組み)

- ①地域での生活を続けていくために解決しなければならない課題などを、自治組織の中の問題として具体化します。
- ②福祉について学ぶ機会を増やすため、自治公民館などの出前福祉講座を活用します。
- ③生涯学習事業や福祉講座などに積極的に参加します。

(行政の取り組み)

- ①福祉に関する生涯学習講座や研修講演会を開催します。
- ②学校（子どもたちの学習環境、生活環境の整備）への支援を行います。

③自治公民館活動への支援をします。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①当事者団体や教育機関と連携し、若い世代にむけての福祉交流の機会を作ります。
- ②出前福祉講座（福祉理解、地域福祉の推進、災害時活動）の普及・啓発及び実施をします。
- ③地域の実情に沿った、福祉教育プログラムを地域住民とともに組み立てます。
- ④当事者団体の事業内容の見直しを行い、地域福祉の向上に努める団体として機能を果たせるよう支援します。

【事業名】

（5）子ども福祉会議の開催、小学校・中学校での福祉学習の推進

【現状と課題】

小学校では、中・高学年の総合的な学習の中で福祉についての理解学習が指導計画に位置付けられており、中学校においても全学年が総合的な学習の時間において実施することとなっています。

町生涯学習事業においては、中学生を対象としたサマーボランティアスクールでは、障害者の就労についての理解について、高校生によるジュニアリーダース活動においては、高校生と企業の協働企画などの活動を行っています。

子どもが主体となった福祉会議等は未実施ですが、町長と子どもたちの懇談が学区ごとで行われています。

子どもたちが感じる問題を、大人の目線で議論してしまうことがあるため、子どもたちの問題を把握する術は、学校や教育機関に任せきりになってしまっている傾向もあります。青少年福祉を向上させるためにも、町内の小・中・高生が感じている課題を把握し、子どもたちが主役となった、問題の確認、共有、解決策を協議する場の整備が必要となります。

【施策の方向】

(地域住民の取り組み)

- ①子どもたちが好む行事に取り組み、顔の見える関係をつくり、地域での見守り活動を行います。
- ②福祉学習についての機会があった際に、家族で参加します。
- ③高齢や障害について家族で理解しあう機会をつくります。

(行政の取り組み)

- ①子ども福祉会議などの取り組みを整備し実施できる環境をつくります。
- ②教育機関が積極的に福祉理解の学習に取り組める環境づくりにつとめます。
- ③学校の空きスペースの有効利用など、住民と児童が自然にふれあえる環境の整備を行います。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ①福祉教育の内容をさらに展開し、学校との連携を強化して学校で取り組みやすい福祉学習環境を整備します。

- ②出前福祉講座において、子ども福祉会議が開催できる内容のプログラムを整備します。
- ③子どもたちが学んだ内容を、広報誌やホームページを活用し住民への周知を行います。
- ④小学生、中学生、高校生と各世代を分けない横断的な繋がりを育む交流の場の整備を行い、地域住民と若者が話し合いの出来る場づくりを推進します。

計画目標 3

町民参加の災害時の支援体制づくりをすすめます

3. 避難行動要支援者支援体制

【事業名】

(1) 避難行動要支援者の把握と自治会への情報提供

【現状と課題】

市貝町は東日本大震災において、東北三県における被災市町村と同じ震度6強の地震により大きな被害を受けました。この大震災で蓄積した知識と経験を踏まえて、今後の被害に備えなければなりません。大地震はもとより、台風、竜巻などの気象災害の際には、迅速に子どもや妊産婦、高齢者、障害者の避難誘導を行わなければなりません。このためには、要支援者名簿を行政（町）、警察、消防等の関係機関が共有し、自治会や、近隣住民、民生委員児童委員をはじめ、町消防団、ボランティア団体などが日常的に連携をとり、要支援者の所在を確認しておくことが必要です。

【施策の方向】

町は、避難行動要支援者対策計画（平成26年3月）により、避難行動要支援者について、地区等の範囲ごとにその実態を把握し、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護し必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとしています。

- ①高齢者、要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、特定疾患（難病）患者、乳幼児、外国人などのうち、特に避難や避難所の生活に支援を必要とする方を対象に避難行動要支援者を把握します。
- ②民生委員児童委員の訪問や市貝町見守りネットワーク、関係団体により、避難行動要支援者の実態を把握します。
- ③平常時に、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
- ④災害発生時には、避難行動要支援者の避難支援等のため、本人の同意にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供します。
- ⑤町は、名簿情報を避難支援等関係者に提供する場合、個人情報保護に配慮します。

【事業名】

(2) 避難行動要支援者の避難計画の策定

【現状と課題】

国の防災基本計画や栃木県地域防災計画の修正、及び栃木県被害想定の変更並びに本町を取り巻く状況変化、特に東日本大震災や近隣市町で発生した竜巻被害により明らかとなつた様々な課題を踏まえ、平成26年3月に市貝町地域防災計画の見直しを行いました。「避難行動要支援者対応マニュアル」も示され、避難行動要支援者と周囲の支援住民等がどのように対応する必要であるかどうかを明確にするとともに、合せて危機管理意識の啓発と高揚を図り、災害時に的確で迅速な行動がとれるようにすることを目的としています。

日頃から、災害時における支援が必要であることを、要支援者自らが自覚し発信するよう呼びかけ、自主防災組織と福祉連絡会の連携による情報共有と見守り活動を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めることができます。

【施策の方向】

災害の被害を最小限に抑えるための初動対応とともに、要支援者の支援業務を的確に実施するため、健康福祉課長を班長とし、健康福祉課を中心とした横断的な組織として、避難行動要支援班を設置し、災害発生に備えて状況に即した的確な対応を協議・調整していきます。

- ①避難行動要支援者対応マニュアルの内容を住民、町職員に周知しながら、防災訓練の充実を図り体制の強化に努めます。
- ②社会福祉協議会が実施する防災講座や、各種広報活動を通じて知識の普及や心構えなど防災意識の高揚を図り、要支援者自身も防災意識の普及啓発に努めます。
- ③各種団体などと連携しながら、被災時に、避難行動要支援者の把握と救助が迅速に行える体制づくりに努めます。
- ④地区ごとに近隣の高齢者世帯や障害者の方などと日頃からコミュニケーションを図り、災害時に連絡・避難・救助活動が行えるよう努めます。
- ⑤避難行動要支援者台帳の周知に努め、新たな要支援者の把握等、情報の収集、更新を定期的に行います。
- ⑥福祉避難所の整備、運営支援を行います。
- ⑦地域の要支援者の支援活動を継続的、専門的に担うことのできる人材を育成します。

【事業名】

(3) 災害時支援体制と福祉避難所の設定

【現状と課題】

災害時に避難した後は、当面、避難所での集団生活を強いられることになります。避難生活では、特に、女性のプライベートな空間確保や、持病を持った子どもに対する医療、障害の状況に合わせた福祉サービスが必要になります。これらの必要なサービスの把握に努めるとともに、サービス提供者を予め確保しておくことが必要です。

避難生活が長引く場合は、避難所を拠り所として、コミュニティを立ち上げることが必

要です。サロンなどを開設したときには、対象者を限定せず、だれもが参加できるように配慮することが大切です。

【施策の方向】

福祉避難所の指定について、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって一般の避難所での生活が困難と考えられる方については、福祉避難所の対象者として支援することとなっています。これらの取組の実施にあたって、指定避難所における要支援者への支援やニーズの把握を行う体制整備を進めるとともに、福祉避難所開設に向けて、運営体制を進めていきます。また、災害時における自助・共助・公助による支援を適切かつ円滑に実施するため、町と地域、関係機関、要支援者等との連携を図ります。

- ①保健福祉センターを指定し、女性や子育て家庭向けや障害者向けに分ける必要があります。
- ②社会福祉協議会は、平常時から、要支援者に対する食糧、医薬品、おむつ等の生活必需品等の調達を行うよう図ります。避難生活が長引くときは、ボランティア等の協力を得て福祉避難所の支援を行います。
- ③介護施設等との協定を結び、災害時に必要が生じた場合に迅速かつ安全に利用者や要支援者の避難が行えるよう、町内はじめ、近隣の施設と避難と受け入れに関する災害協定を結びます。

【事業名】

- (4) 中学校と連携した災害時避難体制の構築

【現状と課題】

本町では、東日本大震災の折に、学校も大きな被害が出ており、子どもたちが大変な思いをしたことがあります。その時の子どもたちだけでなく、ずっと後の子どもたちにも教訓として残すことは大切です。災害が起きた時に、生徒が救援の手助けもできるように、町内の小中学校が高齢化の進む地域と一体となって防災教育に取り組み、防災訓練を実施することが必要です。

【施策の方向】

地域の人たちと防災訓練や、災害時の話し合い等を行い、小・中学生が、防災学習を通じて、災害時に学校が避難所となったとき自分たちに何ができるかを考えて行動するように図ります。防災教育を通じて、他者への配慮・思いやりの気持ちが育てることができま

す。

小学3年生以上の「総合的な学習」のテーマにも取り入れることを検討していきます。

計画目標 4

社会福祉協議会の機能強化をすすめます

4. 社会福祉協議会の機能強化（再編）

【事業名】

(1) 日常生活自立支援事業の充実と法人後見

【現状と課題】

日常生活自立支援事業として、とちぎ権利擁護センター「あすてらす」における受付窓口としての機能及び支援員を配置した機能を果たしています。

自立支援事業における生活支援員の現状としては、基幹社協（真岡市社協）より3名が委嘱されており、赤羽地区及び市塙地区に1名ずつ、町社会福祉協議会に1名が配置されており、町内外数件の支援を行っています。

判断能力の低下した住民を支援する機会が増加しており、相談機能の強化及び支援体制の充実を図る必要があります。

また、日常生活自立支援事業だけでは支援に限界があるので、より専門的な支援体制（法人後見制度）の導入など、一層の権利擁護事業の充実を図りつつ、成年後見制度の理解の啓発活動にも、住民一丸となり後見人育成も視野に入れ、地域全体で支えあう体制づくりが必要となります。

【施策の方向】

①日常生活自立支援事業における生活支援員の充実

支援を必要とする人が今後増加すると予想されるため、生活支援員の支援エリアを調整するために、小貝地区においても生活支援員を1名配置します。

また、支援員の専門的知識の向上のために、県や町における研修への参加並びに、成年後見制度の知識の習得等、資質向上を図ります。

②出前福祉講座による普及・啓発活動

地域で支え合いながら、自分らしい生活を維持できるよう住民一人ひとりに日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する周知の機会、福祉サービスの利用を適切に行えるための啓発を行い、必要に応じて制度を利用できる環境を整備し、住民の権利擁護に務めます。

③法人後見制度導入に向けての準備

法人後見制度については、より専門性が高い分野であることから、法人後見実施機関の調査研究等を行うと同時に、専門家による指導等を仰ぎつつ、制度の理解、権利擁護の支援者としての在り方等の研修の準備期間を設け取り組みへ向けた事業を展開していきます

【事業名】

(2) 社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカー配置

【現状と課題】

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核的役割を担い、多様な福祉課題に対応している一方で、既存の福祉団体や当事者団体への支援業務が多く、定期的職員の採用計画等もないため、既存事業の維持が中心であり新規事業の推進を迅速に行えない状態もあります。

通常業務の中で低所得者や生活困窮世帯への相談の対応等も実施はしていますが、平成27年度より生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、困窮世帯等への支援、制度の狭間や複数の福祉課題を抱え、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決のためにも、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みを調整できる人材を配置することが早急に求められています。

【施策の方向】

①生活困窮世帯への支援体制の強化

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、町として実施する総合相談窓口事業での総合的な対応能力の向上のために、社会福祉協議会にCSW※を配置します。

②地域課題への早期発見・早期対応

住民一人ひとりが、地域の中で自分らしい生活を維持できるよう、社会資源の発掘ならびに住民組織や商店街などの関係者とのネットワークマップを作成し、地域における見守り・発見の共助機能の強化を図ります。

③セーフティーネットの構築

社会福祉協議会の機能の広報啓発を行い、フードバンクや資金貸付機能など総合的な支援体制の環境を整備し、生活の安全を最低限度維持できるような支援体制を構築します。

※CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）とは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をする人です。

【事業名】

（3）社会福祉協議会が総合相談支援センターの一部を担当

【現状と課題】

行政の各種福祉制度利用の相談や、社会福祉協議会の、心配ごと相談（民生委員、人権擁護員、行政相談員による相談）、福祉資金貸付相談、権利擁護相談、ボランティア相談などをそれぞれの窓口で対応しています。そのため、サービスを希望したい住民にとっては利用しにくい状況となっています。

官民のネットワークを生かして、利用しやすい相談体制を構築する必要があります。現在の窓口については、官庁が集約している市塙地区に申請に来るという体制であることから、移動困難者への対応が十分でない状況があります。

アンケート調査からも地域福祉推進のために、町民が取り組むべきことに「家族以外で身近に相談できる人を増やす」意見が多くあり、住民が利用しやすい相談窓口になるためにも、地域の中で総合相談窓口を実施することで迅速に専門機関等につなげられるような支援体

制を構築する必要があります。

【施策の方向】

①総合相談事業の展開

住民から寄せられる様々な相談について、適切なサービスへつなぐためにも総合相談事業を実施し、生活困窮者への支援の強化につとめていきます。

②地域での相談業務の展開

社会福祉協議会にコミュニティーソーシャルワーカーを配置して、学区ごとの相談窓口の開設を行い身近な相談窓口としての機能を果たし、学区を基盤とした見守り支援づくりを推進し、支援を必要とする人々の早期発見や地域の見守りに向けた、新たな助け合いのしくみづくりに取り組んでいきます。

③福祉サービスの迅速な対応

生活困窮者の多くの方が、様々な問題を抱えており特に経済的に逼迫している状況が多い傾向にあるため、社会福祉協議会の実施する小口資金や生活福祉資金を活用し、安定した生活が送れるよう支援をしていきます。

【事業名】

(4) 住民交流・住民活動拠点の運営

【現状と課題】

住民交流において、支え合いや助け合いによる住民同士の理解を深める、自治活動や、地域団体によるサロン活動、健康教室活動を、行政、NPO、社会福祉協議会で実施していますが、一部の住民の参加に留まってしまっていることが多くあります。

住民活動拠点については、ボランティアセンターを社会福祉協議会（保健福祉センター）に設置していますが、空き部屋の不足などから十分な情報の発信やセンター機能を果たせていない状態です。

アンケート調査からも、住民の取り組むべき活動に「情報が聞けるサロンの場を増やす」ことや「住民同士が話し合える機会を作る」という意見が多く寄せられていることから、多世代の住民が交流できる総合的な住民交流の場の設置や、地域の課題解決に向けた情報を発信できるボランティアセンターの整備を図る必要があり、地域とボランティアが交流できる機会の創出を提供する必要があります。

【施策の方向】

①多世代交流事業の実施

老人クラブ連合会で推進している、学校支援の社会奉仕活動をさらに展開していく、学校の空き教室を活動拠点として緑化活動や登下校の見守り、学校を通じたふれあい交流活動ができるような事業を各小学校活動において年2回、中学校活動において年3回実施していきます。

②ボランティアセンター機能の強化

住民活動拠点であるボランティアセンターの整備を行い、ボランティア・NPOなど住民活動状況の情報を発信し、活動へ参加するきっかけづくりを行います。

③ボランティア育成

ボランティア育成に関する講座を住民が参加しやすい曜日や時間帯に開催し、地域への出前講座等でも対応するなど、啓発活動や、地域リーダーの育成を図ります。

④小地域サロン活動の実施

住民同士が話し合える場、新しい情報を得られる場づくりを、自治公民館などを活用したサロン活動で展開していき、住民による自主的活動を支援していきます。

サロン活動を通して、自治活動や老人クラブ活動への積極的な参加の呼びかけを行い、地域の中で住民を孤立させない見守り体制の構築を働きかけます。

【事業名】

(5) 福祉教育、ボランティア活動の推進

【現状と課題】

社会福祉協議会における基本方針の重点項目に福祉教育の推進が位置付けられており、町内すべての小学校での出前福祉教育の実施し、中学生には、夏休みのサマーボランティア学習の中で福祉教育を実施しています。

福祉教育の内容については、学習内容を学校と連携して組み立て、出来る限り学習する内容の当事者の方に協力してもらい、児童が知りたいことや、当事者が理解してほしいことを、交流を通して相互に理解しあう内容で実施しています。

地域での主なボランティア活動として、調理ボランティア及び運転ボランティアによる配食サービスの実施や、傾聴ボランティアによる高齢者世帯への訪問活動を実施していますが、新規ボランティアの加入が少ない状態です。

住民に向けての養成講座を開催し、受講者をボランティア活動に結び付けるよう働きかけを行っている状況ですが、活動の場の整備が遅れているため活動まで結びつかないなどの課題もあります。

地域の様々な問題の解決に向けた福祉教育プログラムやボランティアの活動の場つくりに取り組む必要があります。

【施策の方向】

①多くの関係者と構築する福祉教育プログラムの開発

福祉教育を推進していくために、NPO・企業・文化団体等の各分野の専門的な知識をもつ住民と、幅広い効果的なプログラムを構築し、一連の流れ「事前・活動・事後」の動きを意識した内容を共同で開発します。

②地域住民向け出前福祉講座の実施

地域の福祉課題と結び付けて福祉教育を実施するためにも、学校のみならず、自治活動や小地域活動の中において、出前福祉講座を活用してもらうための広報、啓発活動を行い、また福祉教育の場で、福祉や地域のことを教えてくれる人、自分自身のボランティア経験や介護経験を教えてくれる人、あるいはサービスを利用している自分の生活のことを話してくれるような、いわゆる福祉教育サポーターの確保に努めます。

③ボランティア活動の機会創出

ボランティアセンターの広報機能の強化を図り、住民同士の相互支援を目的とした気軽に始めることができるボランティア活動の普及と促進を行い、地域及び広域のボランティア活動費助成金情報を発信すると同時に、活動費補助金情報についても制度の説明に務めます。

計画目標 5

福祉人材の養成・確保をすすめます

【事業名】

(1) 福祉人材の養成・確保

【現状と課題】

福祉人材の養成・確保は、介護職員や保育士の確保が全国的に厳しい状況にあり、市貝町も同様に困難となっています。福祉関係の施設や事業者数が少ない市貝町では、人材確保の奨学金制度運営にも難しさがある現状です。

【施策の方向】

- ①福祉系大学と連携した福祉関係人材の確保
- ②福祉関係国家資格取得奨励策の検討
- ③研修参加奨励による人材の養成

第3編 高齢者福祉の推進（高齢者総合保健福祉計画）
(各計画参照)

第4編 障害者福祉の推進（障害者福祉計画）
(各計画参照)

第5編 子ども・子育て支援の推進（子ども・子育て支援事業計画）
(各計画参照)

第6編 計画の進行管理

計画の進行管理体制

地域福祉総合計画の進行管理については、町の附属機関である「市貝町地域福祉推進協議会」と府内組織の「地域福祉総合計画連絡会議」が行います。また、本計画を推進し、町全体の地域福祉を向上させるためには、町と町社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、町と町社会福祉協議会の進行管理組織が課題を共有し、必要に応じて意見交換を行うなど、連携して進行管理を行います。

資料編

1. 住民アンケート
2. 住民福祉懇談会ワークショップのまとめ
3. 地域福祉総合計画の策定の経過
4. 地域福祉総合計画策定委員会設置要綱と策定部会の設置要領
5. 地域福祉総合計画策定委員会委員名簿と策定部会の委員名簿

「市貝町地域福祉計画」策定に係るアンケート

1. 調査の目的と概要

町では「市貝町地域福祉計画」の策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指し、重要な課題を抽出し、計画の基礎資料とするため調査を行いました。

2. 調査対象者

市貝町に住む20歳から64歳までの方を無作為抽出 1400人

3. 調査の方法

調査票を用いた郵送調査

4. 調査の期間

平成26年6月1日（日）～6月23日（金）

5. 回収状況

回収数 548票 回収率 39.1%

あなたご自身のことについておうかがいします

問1 あなたの性別は、どちらですか。(1つに○)

1. 男性

2. 女性

問2 あなたの年齢をお答えください。 平成26年6月1日現在

満 歳

問3 あなたの職業は、どれですか。(1つに○)

1. 自営業

6. 学生

2. 会社員

7. 家事

3. 公務員・団体職員

8. 年金受給者

4. 農業

9. 無職

5. パート・アルバイト

10. その他 []

問4 あなたは、どの地区にお住まいですか。(1つに○)

1. 小貝小学校地区

2. 市貝小学校地区

3. 赤羽小学校地区

問5 あなたの家族の世帯構成は、どれに該当しますか。(1つに○)

1. 単身

4. 親・子・孫の三世代

2. 夫婦のみ

5. その他 []

3. 親・子の二世代

問6 あなたの経済状況は、どれに該当しますか。(1つに○)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1. かなり余裕がある | 4. 苦しい |
| 2. 余裕がある | 5. かなり苦しい |
| 3. どちらでもない | |

問7 あなたの健康状態は、どれに該当しますか。(1つに○)

- | | |
|----------|----------|
| 1. 非常に良好 | 4. 悪い |
| 2. 良好 | 5. 非常に悪い |
| 3. 普通 | |

地域との関わり、地域についてのお考えをうかがいます

問8 あなたが近所と考える範囲は、どの程度だとお考えですか。(1つに○)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 両隣 | 4. 歩いて5分以内程度 |
| 2. 向こう三軒両隣 | 5. 歩いて10分以内程度 |
| 3. 自治会の班 | 6. その他 [] |

問9 あなたは、ふだん隣近所の方と、どの程度のお付き合いをしていますか。(1つに○)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 互いの家を行き来したり、親しく話す | 4. ほとんど付き合いはない |
| 2. 道で会えば立ち話をする | 5. その他 [] |
| 3. あいさつ程度 | |

問10 あなたは、近所付き合いや住民間の交流について、どの程度必要と考えますか。(1つに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 普段から交流は必要だ |
| 2. 普段から交流しておいたほうがよい |
| 3. 面倒なのであまりしたくない |
| 4. 必要だとは思わないが、地域で交流すること自体は大切だ |
| 5. 地域内ではなく、仲間やグループで交流すればよい |
| 6. 行政が支援すべきで、地域での交流は必要ない |
| 7. その他 [] |

問11 あなたは、現在自治会に加入していますか。(1つに○)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 加入している | |
| 2. 加入していたが退会した | →問11-2へ |
| 3. 加入していない | →問11-2へ |

問11-2 問11で、「2. 加入していたが退会した」「3. 加入していない」と答えた方におたずねします。その理由はなんですか。(1つに○)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 特に不便を感じない | 5. 面倒だから |
| 2. 加入の仕方がわからない | 6. 会費が高い |
| 3. 行事に参加できない | 7. その他 [] |
| 4. 高齢だから | |

問12 あなたは、助け合いができる地域の範囲の程度を、どの程度とお考えですか。(1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 隣近所程度 | 4. 中学校区程度 |
| 2. 自治会程度 | 5. その他 [] |
| 3. 小学校区程度 | |

問13 あなたは、地域でいま何が問題を感じていますか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も問題と思うもの1つに◎をしてください)

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1. 防犯、防災 | 8. 健康づくりに関すること |
| 2. 一人暮らしの高齢者の増加 | 9. 必要な制度や地域活動が不十分である |
| 3. 認知症の人の徘徊 | 10. 適切な情報を得られない人がいる |
| 4. 高齢者に関する問題 | 11. 心配ごとを誰にも相談できない人がいる |
| 5. 地域のつながりに関すること | 12. 特に問題を感じていることはない |
| 6. 子どもに関する問題 | 13. その他 [] |
| 7. 障害児者に関すること | |

問14 あなたは、家庭生活の中で、不安を感じたことはありますか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も不安を感じているもの1つに◎をしてください)

- | |
|------------------------------|
| 1. 身の回りのことが、いつまで自分で出来るかわからない |
| 2. 経済的に生活できるか不安 |
| 3. 介護が必要な家族を、家庭で介護出来るか自信がない |
| 4. 病気になった時に頼れる人が身近にいない |
| 5. 子育てがうまくできるか不安 |
| 6. その他 [] |

問15 あなたの心配ごとを解決するために、必要と思うことはどれですか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も必要を感じているもの1つに◎をしてください)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 保健や福祉の利用手続きが、簡単であること |
| 2. いつも何でも相談できるところが、身近にあること |
| 3. 緊急時にすぐに手助けをしてくれる人が、身近にいること |
| 4. 保健や福祉の情報を、簡単に入手できること |
| 5. 保健や福祉のサービスの質を、評価した情報があること |
| 6. 特に何も必要とは思わない |
| 7. その他 [] |

問16 あなたは、日常生活で心配ごとや悩みごとがある時は、誰に相談していますか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も相談したい人に1つ◎をしてください)

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 同居の家族 | 8. 役場の職員 |
| 2. 友人・知人 | 9. 福祉施設(介護・障害)の職員 |
| 3. 別居の家族 | 10. 民生委員児童委員 |
| 4. 親せき | 11. 社会福祉協議会 |
| 5. インターネット | 12. だれにも相談しない |
| 6. 医療機関 | 13. 相談する人がいない |
| 7. 近所の人 | 14. その他 [] |

問17 あなたには、現在友人と呼べる人はいますか。(1つに○)

- 1. 近所にいる
- 2. 町内にいる
- 3. 町外にいる
- 4. いない

問18 あなたが、病気・高齢・障害などで日常生活が困難になったときに、だれに助けてほしいですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も頼りになる人に1つ◎をしてください)

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 家族 | 7. 近所の人 |
| 2. 親せき | 8. 民生委員児童委員 |
| 3. ケアマネージャー・ヘルパー | 9. 社会福祉協議会 |
| 4. 医療機関 | 10. 誰もいない |
| 5. 役場 | 11. その他 [] |
| 6. 友人や知人 | |

問19 あなたが、日常生活で助けが必要になったときに、地域の人々にどんな手助をしてほしいですか。(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も必要と思うもの1つに◎をしてください)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 安否確認や見守り・声かけ | 7. 趣味や世間話の相手 |
| 2. 災害時の手助け | 8. 子育てや介護の相談 |
| 3. 買い物 | 9. ゴミ出しや雨戸の開け閉め |
| 4. 家事の手伝い | 10. 電球交換や簡単な大工仕事 |
| 5. 外出の付き添い | 11. 草取り |
| 6. 車での送迎 | 12. その他 [] |

問20 あなたは、住民として孤独死を防ぐために、有効だと思う方法は何ですか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も有効と思うもの1つに◎をしてください)

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 隣近所などの安否確認 | |
| 2. 民生委員の訪問 | |
| 3. 新聞・郵便配達員等による安否確認 | |
| 4. 水道・ガス・電気の利用状況の共有 | |
| 5. 緊急通報システム | |
| 6. 電話での安否確認 | |
| 7. 弁当宅配サービスを活用した見守り | |
| 8. 消防・警察による安否確認 | |
| 9. 介護施設と連携した安否確認 | |
| 10. 地域包括支援センターによる生活実態の把握 | |
| 11. 地域で気軽に集えるサロン活動 | |
| 12. 特にない | |
| 13. わからない | |
| 14. その他 [] | |

地域活動やボランティア活動について

問21 あなたは、何か地域活動やボランティア活動に参加していますか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も必要と思うもの1つに◎をしてください)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 自治会 | 7. 健康づくり |
| 2. お祭りやイベント | 8. 文化・芸術 |
| 3. 環境美化・自然保護 | 9. 農協に関する活動 |
| 4. スポーツ活動 | 10. 障害児者に関する活動 |
| 5. 子育てに関する活動 | 11. 社会福祉協議会に関する活動 |
| 6. 老人会 | 12. その他 [] |

問22へ

13. 今は参加していないが、条件が合えば参加したい →問23へ

14. 参加したことがない →問24へ

15. その他 []

問22 問21で「1～12」と答えた方へ、質問いたします。

活動に参加したきっかけは何ですか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 自分に必要だった | 7. 友人を作りたかったから |
| 2. 誘われたから | 8. 趣味や特技を生かしたいから |
| 3. 人の役に立ちたいから | 9. 余暇を有効に活用したいから |
| 4. 地域の役に立ちたいから | 10. ひとに頼まれたから |
| 5. つきあいがあるから | 11. 何となく |
| 6. 楽しそうだから | 12. その他 [] |

問23 問21で「13 今は参加していないが、条件が合えば参加したい」と答えた方に質問いたします。
条件があれば、どれに参加しますか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 自治会 | 8. 文化・芸術 |
| 2. お祭りやイベント | 9. 消防団や防犯 |
| 3. 環境美化・自然保護 | 10. 農協に関する活動 |
| 4. スポーツ活動 | 11. 障害児者に関する活動 |
| 5. 子育てに関する活動 | 12. 社会福祉協議会に関する活動 |
| 6. 高齢者の行事 | 13. わからない |
| 7. 健康づくり | 14. その他 [] |

問24 問21で「14 参加したことがない」と答えた方に質問いたします。

参加したことがない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 仕事や家事が忙しい | 7. 育児や介護を必要な家族がいる |
| 2. きっかけがつかめない | 8. 興味を持てる活動がない |
| 3. 仲間がいない、知らない | 9. 地域活動はしたくない |
| 4. 拘束されるから | 10. 家族や職場の理解を得られない |
| 5. 健康に自信がない | 11. 特に理由はない |
| 6. 人と接するのが苦手 | 12. その他 [] |

保健や福祉に関することについて

問25 あなたは、困った時に頼りになるのはどれですか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最も頼りたいと思うもの1つに◎をしてください)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 地域包括支援センター | 3. 社会福祉協議会 |
| 2. 民生委員児童委員 | 4. 役場 |

問26 あなたは、保健や福祉の情報はどこから知りますか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 広報いちかい | 6. 知人・友人 |
| 2. 自治会の回覧 | 7. 学校 |
| 3. インターネット | 8. 近所の人 |
| 4. 新聞・テレビ | 9. 民生委員児童委員 |
| 5. チラシ・パンフレット | 10. その他 [] |

東日本大震災後の意識の変化について

問27 あなたは、東日本大震災後に、あなた自身の意識に何か変化はありましたか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 防災意識が高まった | 6. 地域の絆の大切さ |
| 2. 正しい情報を得る必要性 | 7. 健康意識 |
| 3. 節電を意識 | 8. 特にない |
| 4. 家族の絆の大切さ | 9. その他 [] |
| 5. 避難場所を把握する | |

問28 あなたは、東日本大震災後に、新たに始めたことはありますか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|--|------------|
| 1. 防災用品・食料・水の備蓄 | |
| 2. 高齢者や障害者、子どもへ避難声かけ | |
| 3. 停電時に高齢者、障害者への声かけ安全確認 | |
| 4. 家族が帰れないために取り残された高齢者や障害者に対する声かけと安全確認 | |
| 5. 近隣地域全体の声かけ安全確認 | |
| 6. 近隣住民への情報提供 | |
| 7. 特にない | 8. その他 [] |

問29 災害発生時に、あなたがとりたい行動は何ですか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|--|--|
| 1. 家族や親せきの安否確認 | |
| 2. 高齢者や障害者、子どもへの避難声かけ | |
| 3. 家族が帰れないために取り残された高齢者や障害者に対する声かけと安全確認 | |
| 4. 近隣地域全体の声かけや安全確認 | |
| 5. 近隣住民への情報提供 | |
| 6. 災害発生時の避難行動の確認 | |
| 7. 特にない | |
| 8. その他 [] | |

問30 防災や防犯のために、氏名や住所などの個人情報を自分以外の者と共有・活用することについて、あなたの考えをお聞かせください。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 積極的に活用すべき | 5. 共有・活用しない方がよい |
| 2. 必要最小限の範囲で共有 | 6. わからない |
| 3. 活用してもよい | 7. その他 [] |
| 4. 共有 | |

今後の地域福祉の推進について

問31 あなたは、今後、地域福祉の推進のために、町民が取り組むべきことは何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | |
|------------------------|
| 1. 住民同士の助け合いの意識を向上させる |
| 2. 家族以外で、身近に相談できる人を増やす |
| 3. 情報が聞けるサロン等の場所を増やす |
| 4. ボランティアや地域で活動する人を増やす |
| 5. 住民同士が話し合える機会を作る |
| 6. 特に取り組むべきことはない |
| 7. その他 [] |

問32 あなたは、今後、地域福祉の推進のために、役場が取り組むべきことは何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | |
|--------------------------|
| 1. 福祉サービスの評価や、内容の情報開示 |
| 2. サービスが利用できない人への対応の充実 |
| 3. ボランティア等の人材の育成 |
| 4. 地域の課題や住民福祉の課題についての把握 |
| 5. 情報提供や相談の場づくり |
| 6. 地域の自主活動と、行政サービスとの連携強化 |
| 7. 地域の課題等を共有する場や機会の提供 |
| 8. 特にない |
| 9. その他 [] |

問33 あなたは、今後、地域福祉の推進のために必要な講座は何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○をし、そのうち最もあてはまるもの1つに◎をしてください)

- | |
|---------------------|
| 1. 地域活動に参加するきっかけ |
| 2. 広報について学べる講座 |
| 3. さまざまな知恵 |
| 4. 先進的な取り組み事例 |
| 5. 防犯や防災について |
| 6. リーダーとして身につけるべきこと |
| 7. 会議の方法・進め方 |
| 8. その他 [] |

問34 あなたは、将来、介護が必要になったとき、どのように暮らしたいですか。(1つに〇)

- 現在の自宅で、主に家族の介護を受けて暮らしたい
 - 現在の自宅で、主に介護サービスを利用して暮らしたい
 - 子どもや親せきの家に転居して、そこで暮らしたい
 - 高齢者専用住宅などに転居して暮らしたい
 - 介護福祉施設(老人ホーム等)に入所したい
 - わからない
 - その他 []

問35 あなたは、介護保険サービスについて、どのようにお考えですか。(1つに○)

[介護保険制度は、40歳以上の人人が支払う保険料と、国・県・町の負担金(税金)で運営されています。保険料は、町全体で介護サービスを利用している量によって決まります。

1. 保険料の負担は増えても、介護サービスを充実するほうがよい
 2. 保険料も介護サービスも、現状程度のままでよい
 3. 保険料は低くおさえ介護サービスは必要最低限とし、それ以上は本人の自己負担とするほうがよい
 4. わからない
 5. その他 []

問36 保健や福祉のサービス、地域福祉のあり方などについて、あなたのご意見を自由にお書きください。

ご協力いただき誠にありがとうございました。

6月23日(月)までに同封の返信用封筒にて、切手をはらずに投函してください。

住民福祉懇談会

- ◎平成26年8月22日（金）18時～19時30分 市貝町役場
- ◎主催 市貝町地域福祉総合計画策定委員会
- ◎参加者 合計93人（中学生14人、保護者14人、自治会長7人、民生委員24人
その他関係者13人、役場職員18人、日本地域福祉研究所3人）
- ◎ワークショップ

参加者は、住んでいる地区（赤羽（南）、市塙（中）、小貝（北）の三地区）に分かれ、さらに南1～3、中1～3、北1～3の、1グループ5から7名構成で、第1テーマ「あなたの身近にいる要支援者の状況とどんな援助が必要かを話し合おう」第2テーマ「わたしたちにもできる行動を考える」について、地区の現状や課題、その解決策を話し合いました。話し合いのまとめとして、各グループで出された意見やキーワードを同じ領域ごとにくくり模造紙にまとめました。以下は、その模造紙に記入された言葉をまとめたものです。



| グループ名 | 見出し | カード |
|---------------|----------------|---|
| 南1 | 見守り支援 | 言葉をかけて話をする 一人暮らし世帯(家)への声かけ 声を掛ける 相談に乗る 電話をする 一人住いの高齢者の見守り 会食等に集う(遊ぶ) |
| | 子育て支援 | 保育士定数の変更 支援児対応の見直し 保育ママ(自宅を開放しての) 乳児訪問 保育園内等での子育て支援サービス 子育てサロン等での母子への支援 小学生の登下校時の見守り |
| | 生活支援 | 買い物の運転ボランティア 「あすてらす」生活支援員活動を続ける 車送迎する |
| | 環境整備 | ゴミ不法投棄のポスターなどの啓蒙活動 市の堀用水のゴミ拾い ゴミ拾い 国道・県町道の除草(草刈り)など |
| | 災害支援 | 災害時に何が必要か、トイレ作り |
| 南2 | コミュニケーション | あいさつや、声をかけるなどして相手を元気づける 気軽に声をかけ合えたら(笑顔で) 積極的に話しかけをする 相手の気持ちを察した上での声かけ 声かけ |
| | 自立 | 道に落ちているゴミ拾い 障害者駐車スペースに駐車しない 自分のことは自分で |
| | 道徳 | 他人に迷惑をかけない(マナーを守る)健常者、障害者 人間は基本的に、誰しもわがまま |
| | 助け合い | 募金 ふれあい |
| | 誰でも楽しめるすることをする | |
| 南3 | ボランティア活動 | 話を聞く 自分のできるボランティア活動 (話を聞いた後に)何ができるか一緒に考える 傾聴 配食ボランティアを続けて行きたい |
| | 情報提供 | 正しい情報の提供(必要な支援制度を教える)自分も学ぶ 活動の助言 必要な情報を分けてあげる 通報する(危険回避) |
| | 自治会・学校 | 回覧板をもっと活用(回数を多くする) 自治会での対話会 生徒会での会合を開き、その会で出た案を実現させる |
| | 介護及び介助 | 介護及び介助 |
| | 市貝町地域福祉計画策定会議 | 尊老優遇した場合の運転(義姉の通院) 障害者の方が楽しめるような活動 何か買物や通院があつたら助けてあげる 一緒に出来ることを行なう 障害者への手助け |
| 市貝町地域福祉計画策定会議 | 介助・支援 | 一人ぐらしの方になにげない言葉かけ(見守り)過干渉にならないように! 話し相手になってあげる 声をかける 見過ぎない 声かけ(となり近所) まず声かけ あいさつする 朝学校に遅れがちな子供がいるので何とかしたい |
| | 声かけ | 安全に登校するための声かけ(児童の安全) |
| | 見守り | 見守りネットワークの強化 定期訪問 見守り 関心を持つ 町全体で雰囲気を作る |
| | 家族 | まず家族を不幸にしない |

| グループ名 | 見出し | カード |
|-------|-----------------|---|
| 中1 | 見守り隊 | 定期的に訪問して声掛けをする 高齢者の方 日々の見回り 声掛けをし(あいさつから)、世間話をするくきっかけづくり 女性の一人住まいの所に行くときは近くの人と一緒に 一人暮らしの男性は外に出たがらないので周りの人が話しかけるようにする ストレス解消におしゃべり相手になってあげる 今の自分(相手)の状態はどうなのかなどのアンケートを取る 新聞、郵便物がたまっていないか等 体調に変化がないかどうか尋ねてみる 見回りネットに協力できる 周りの協力が必要 見守ること 手を出し過ぎは考えもの 家を回ったりする あいさつ。地域が明るく! 挨拶を積極的に |
| | | 介護で疲れている人の所に行って話を聞く 要請があれば障害者の足になりたい 買い物をしてきてあげる 買い物と一緒に行く 日常生活の(ゴミ捨てなど)ボランティア! (手伝い) 買い物に行けない人に声をかけ自分がスーパーに行くとき用がないかどうか尋ねる |
| | | 世代、地域を超えた集まり コミュニケーションができる マンガの配布 情報発信 若い人が好むような行事などをして参加を促す 自治会で、調理実習や折り紙、多くの人たちが集まる 町民、地域の人々の気持ちが一つになるような“ランドマーク”をつくる 自治会でも積極的に協力したい 多くの人々が集まる機会を増やす 自治会でバーベキュー等(住民の得意な事や調理etc) 高齢者、独身者が参加できる行事を開催する |
| | | スクールガードで協力できる 地域で協力できるスクールガードの掘り起し ex:会社をリタイヤされた方や家にいる方 街灯の設置 歩道の整備 もう少しデマンドバスの利用を進める |
| | | 物質的、肉体的に思わないところがあっても心の幸せが得られるような活動 ex:ボランティア「やりがい 生きがい いちかい」 困ったことを聞いてあげる 障害者の相談に乗ってやりたい |
| | | 命助け隊 いのちの大切さを教えられるような講習⇒「お互い様」の共有(自治会、消防) 救命救急(AED)等の講習会を開く |
| | | ボランティアに参加する 普段家にいる人達にもみかけたら声をかけるように話す お年寄りの方が電話をかけたいと言ったら、してあげられる 家の電気が付いているか気にしてみる 中学校で中学生による各地域での高齢者訪問のボランティア活動を実行する 環境整備 敷地内の整備 空地や道路側の草刈り 肉体的な援助(マンパワー) 公共施設の草むしりそうじ ボランティア活動に積極的に参加する スクールガードまでは無理かもしれません、少し散歩したときに見守りしてあげる 車に乗っている時でも、気になることがあったら戻って確認する 声かけ(散歩中に出会ったとの声かけ) 気難しい方には遠くから優しく見守る 声をかけなくても見守る |
| 中2 | 見守りと奉仕 積極的奉仕 | 定期的に茶話会をしている 旅行に行ってきてお土産をもって障害者に土産話をしている フェイスブックに身近な情報をアップする ラインのグループを作り安否確認をする 話を聞く 一人暮らしの高齢者 訪問、話し相手 一人暮らしのお年寄りには出来るときに声をかけ、顔を見せ、とにかく“一人ではない”と思ってもらう 家に行ってあげる 近所で一人暮らしの高齢者とお話をしに行く 訪問して悩みをきいてあげる(高齢者) 不登校の友達の家に行き、遊ぶ 不登校の子を持つお母さんの相談相手になる(息子ともども)母親は本当に切羽詰っています 高齢者支援 給食配達 |
| | | 病院に連れていく 買い物に行ってあげる 通院の際の交通手段のない人 ボランティアで送迎支援 一人暮らしの人に出来る時は車に乗せて買い物につれていける 横断歩道では人がいたら必ず止まる。歩行者は王様 具合の悪いのを聞いた時、病院に一緒に行ってあげる |
| | | 自治会の活性化 育成会活性化 地域の集会をこまめに行う 今活動している場所(学童、子育て支援ひろば)に地域の住民をお招きして共に活動すること 人口増につなげるため出会いのおせっかいをする |
| | | 障害者の支援 障害者の作った製品を購入 障害者施設へ定期的に訪問している |
| | | 災害時の避難ルートの確認を各自治会などで行う 通報する |
| | | |
| | | |

| グループ名 | 見出し | カード |
|-------|-------|--|
| 中3 | 声かけ | 障害者の方を見かけたら声をかける まわりに家がない人 家を建てやすい土地にして、これから家を建てる人などに家を建ててもらえるようすすめる さびしい一人暮らしの方の話し相手 高齢者への声かけ 親が働いて遊び相手がない子供 積極的に呼びかけてスポーツをして一緒に楽しんだりする 家にこもっていてゲームしかやってない子供 テニスなどのスポーツを教えたりする |
| | | パトロール 高齢者宅訪問 人身の高齢者の方の家に訪問する 高齢者の方々とふれあう事 |
| | | 災害の対応 孤立した状態にさせない お仕事を退職されて、時間のある方にどんどん通学下校時等に見守り協力をお願ひしたい 母親のサークル活用 小さな子供をかかえて、大変そうにしている人を見かけたら、声をかけてあげたい |
| | | 小さい子などに、元剣道部だったので剣道のことなどを教える 勉強が苦手な子に勉強を教える 学校の授業にどんどん高齢者に参加していただき、生きていく力のようなものを説いていただきたい 戦争の話、今は何不自由ない生活だが昔はそうじゃなかったetc 一緒に勉強する。一人でいる時間の多い子 |
| | | 家の近くの草刈り 障害者などのゴミ出し 災害時廃棄物の運搬 ゴミを拾う 子供がたくさんいて働いてもお金が足りない人 募金活動を行う |
| | 送迎支援 | 医者への送迎 車に乗せて用事の手伝いをする |
| | | 一人暮らしの高齢者 募金やボランティア活動をして、ふれあいを多くする 一緒に活動する 活動者を紹介する 子供たちが集まるごとにゲームや携帯等のことしかしない。昔の遊びと全く違っている。 遊びの中から社会性を学んできたが今はそれがないので心配です！ |
| | 買い物支援 | 買い物支援 買い物等の手伝い 買い物の手伝い |
| | | 一緒に楽しい活動をする そのことを知らせること 相手を受け入れる 福祉関係で役場との連絡 悩んでいる人の相談相手 情報をまとめる |
| 北1 | 高齢者支援 | 一人暮らしの高齢者 地域(自治会)で交代で訪問に行く 老人宅の訪問 定期的 日々、おしゃべりに行く(訪問) 一人暮らしの方の見守り活動 声をかける 直接聞く! 回覧を回す時に一声かける 一人暮らしで話し相手がない人の話を聞いてあげる 単身高齢者の困っていることを聞いてみる 積極的に話しかける 見かけたら積極的にあいさつをする! 近所に店がないので高齢者の集う場所がない 老人家庭の細かい所の手助け 車いすの人など困っていそうな時に、手伝うことがないか声をかける |
| | | 子供と高齢者との交流の場を持つ 自治会での交流の機会を増やす いろんな人と交流を行う 交流の機会を設ける 地域のコミュニケーションをとることで解かり合える |
| | | 災害時の事前事後における要救護者把握 災害マップへの理解 危ない所を知っておく |
| | | 障害を持つお子さんがいる家庭の交流の場を作つてほしい 障害者は大変か、必要以上に自分が思っている程弱くはないのが現実 障害者団体などに会費を納める |
| | | 困っている方の情報を自治会で共有する 地域活動への若い人たちの参加の声かけ |
| | | 街灯の防犯灯の整備 夜、街灯がないのでお年寄りが具合が悪くなり救急車を呼んでも家がわからない |
| | | 寄付する ボランティアに登録する |
| | かけ橋 | 困っている方の情報を役場に伝える 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 |
| | | 世の中幸せの数と不幸はどうちらが多いのか。自分の価値観の中の判断で変わるもの 持ちは幸せか。金で90%以上は満たされるかもしれないが、残りの10%は人としての存在 自分の悩みは内に秘めない。友達を一人でも多く作ろう たえず現状の自分に不満をもらす人。世の中にはもっとつらい人が居る事を知る |

| グループ名 | 見出し | カード |
|-------|---------|--|
| 北2 | 見守り・声かけ | 体調不良の方がいないか見回る オレオレ詐欺にあわないように声をかける 小さい子供に声をかける 引きこもっている人を気にかけ、声をかける 夏休みに悪い友達に引き込まれないように指導する 歩いている人がいたら声をかけて乗せてあげる 地域ですれ違った人にあいさつをする 独り暮らし高齢者 見守り 声かけ 近くに空き家があるのでまめに巡回する 一人暮らしの人に声をかける 体調をまめに見にゆく |
| | | 何でも話し合える環境にしておく 年配の人は話し相手があまりないので話を聞いてあげる 傾聴ボランティア 若者だけの世帯と、もともとその地域で暮らしている人達との関わりを増やせるような機会を作りたい 大雪、大雨の時は見にゆく 困り事の相談にのる 子育て中の母親が保育所に来た時には相談に乗ってあげる また、保育所で一緒に遊ばせるよう言葉かけをする 自治会長さん達との交流を持ち、困っている事などを伝えやすい人間関係を築く 地域の困っている声が届けやすい環境作りをする |
| | | ボランティアに参加する 引っ越ししてきたばかりの人に地域のルールを教えたり、地域の人と馴染みやすい環境を作る 包括支援などの情報を提供する 買い物の代行 又は車に乗せてゆく サークル活動 ハイキング、シルバースポーツへの応援 サロン活動(雑談や世間話) |
| 北3 | 高齢者の見守り | 高齢者に会ったら、元気で大きなあいさつをする 困っている人がいたら積極的にお手伝いをする 一人暮らしの高齢者の安否確認 週一回くらい郵便受け 一人暮らしの人の話し相手になってあげる 一人暮らしの人の家に行って、悩みを聞いてあげる 一人暮らしの高齢者への声かけ 週一回くらい 相談に乗ってあげる 個人で考えないで悩みを解決してあげる 声をかける 一人住まい高齢者宅の訪問 見守りネットワークを広める。会員を増やして各家庭の悩みを聞いてあげる 老人の日ごろの生活を見守る 一人暮らしの家庭の様子を見る 話し合いの場を作る 一人暮らしの老人との話し合い、声をかける 話し相手になる |
| | | サロンのボラ 地域ごとに交流の場を設ける 交流活動に参加していただく 祭の創設(交流の場の提供) 絵手紙を送る(交流) |
| | | 移動販売車 町に移動販売のお店がきてくれるよう働きかける 移動販売の実現 移動販売。買い物に不便 一人暮らしの方の買い物手伝い |
| | | 子どもと母 小さな子供がいるお母さん達が集まれる場所の提供 |
| | | 来てもらう側の対応 薬を配達に来るシステムを作る 身体障害者には頼まれたことを手伝う 地区役員が高齢者に回ってきたら、とばして若人がやる 緊急時などの対応 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

市貝町地域福祉計画策定経過

| 日 時 | 名 称 | 検 討 内 容 |
|-------------|-----------------|---|
| 平成26年6月19日 | 第 1 回 策 定 委 員 会 | ① 地域福祉計画 ② 障害者福祉計画 ③ 高齢者総合保健福祉計画 ④ 子ども・子育て支援事業計画 ⑤ その他 |
| 平成26年8月8日 | 第 1 回 策 定 部 会 | ① 市貝町地域福祉総合計画について ② 部会設置要領について ③ 部会長の選出 ④ 計画の策定について ⑤ 策定部会スケジュールについて ⑥ その他 |
| 平成26年8月22日 | 第 2 回 策 定 部 会 | ① 計画の構成について ② 計画の体系について ③ 基本理念について ④ その他 |
| 平成26年9月19日 | 第 3 回 策 定 部 会 | ① 市貝町地域福祉総合計画について ② 市貝町地域福祉計画について ③ 基本理念について ④ その他 |
| 平成26年10月14日 | 第 4 回 策 定 部 会 | ① 計画の内容について ② 基本理念について ③ その他 |
| 平成26年11月6日 | 第 2 回 策 定 委 員 会 | ① 地域福祉総合計画について (各計画の方針や進捗状況について) ② 基本理念について ③ その他 |
| 平成26年12月16日 | 第 5 回 策 定 部 会 | ① アンケート調査の結果について ② 計画執筆について ③ その他 |
| 平成27年1月30日 | 第 6 回 策 定 部 会 | ① 地域福祉計画素案について ② その他 |
| 平成27年2月10日 | 第 3 回 策 定 委 員 会 | ① 各計画の素案について ② その他 |
| 平成27年3月25日 | 第 4 回 策 定 委 員 会 | ① 各計画の最終確定について ② その他 |

市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 超少子・高齢社会が現実なものとなって行く下で、地方分権が推進されてきており、高齢者、障害者及び児童の福祉の向上について、従来のように国や都道府県にならって個別に計画を策定し、施策を講ずることには、自ら限界が認められる。

近年、地域における相互扶助システムが十全に機能しなくなったと言われる中で、高齢者、障害者及び児童が住み慣れた地域において、安全で安心して、豊かにいきいきと生きがいを持って暮らして行けるようにすることは、行政の喫緊の課題である。

そこで、市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画（以下「福祉総合計画」という。）を横断的一体的に策定することとし、必要な事項を調査審議するため、市貝町地域福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、福祉、介護、障害、子ども・子育ての各関係者、学識者及び公募に応じた者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条の所掌事務に係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、市貝町地域福祉総合計画策定の完了をもってその効力を失う。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条の規定に関わらず町長が招集する。

市貝町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿

| 番号 | 氏 名 | 所 属 等 | |
|----|---------|-----------------------|--------|
| 1 | 小 沢 岩 夫 | 総務民生常任委員会委員長 | |
| 2 | 川 堀 哲 男 | 総務民生常任委員会副委員長 | |
| 3 | 岩 崎 英 男 | 文教経済常任委員会委員長 | |
| 4 | 小 壇 齊 | 文教経済常任委員会副委員長 | |
| 5 | 大 畑 耕 兵 | 市貝町民生委員協議会会长 | |
| 6 | 高 野 光 一 | 市貝町社会福祉協議会事務局長 | |
| 7 | 倉 持 久美子 | 特別養護老人ホーム杉の樹園施設長 | |
| 8 | 矢 板 橋 敦 | 市貝町地域包括支援センター・社会福祉士 | |
| 9 | 鈴 木 勘 也 | 市貝町身体障害者福祉会会长 | |
| 10 | 石 崎 智 | 市貝町障害支援区分審査会長、光輝舎副施設長 | |
| 11 | 佐 藤 広 志 | 学校法人市貝学園理事長 | 策定副委員長 |
| 12 | 藤 平 慶 志 | 赤羽保育園保護者会会长 | |
| 13 | 小 野 敏 明 | 学識経験者 | 策定委員長 |
| 14 | 山 口 幸 照 | 学識経験者 | |
| 15 | 岡 田 光 子 | 岡田内科クリニック院長 | |
| 16 | 松 岡 あゆみ | 公募委員 | |
| 17 | 石 川 文 治 | 公募委員 | |
| 18 | 水 沼 桂 子 | 公募委員 | |
| 19 | 黒 澤 真 治 | 公募委員 | |
| 20 | 澤 田 邦 子 | 公募委員 | |

市貝町地域福祉総合計画策定委員会部会設置要領

(設置)

第1条 市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱第6条の規定に基づき市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画を策定するため、それぞれに部会を設置する。

(組織)

第2条 部会は、町長が指名する者をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長1人を置き、会議の座長を務める。

(会議)

第4条 会議は、健康福祉課又はこども未来課が招集する。

2 会議は、必要に応じ関係者の出席要求、及び関係団体へのヒアリングを行う事ができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、各計画を担当する健康福祉課及びこども未来課において処理する。

(報酬)

第6条 部会に出席した者の報酬は、無償とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

1 この要領は、平成26年6月23日から適用する。

2 この要領は、各計画策定の完了をもってその効力を失う。

地域福祉計画策定部会名簿

| 番号 | 氏 名 | 所 属 等 | |
|----|---------|--------------------|-----|
| 1 | 小 野 敏 明 | 日本地域福祉研究所、策定委員長 | 部会長 |
| 2 | 山 口 幸 照 | 学識経験者、策定委員会委員 | |
| 3 | 黒 澤 真 治 | 公募委員、社会福祉士、策定委員会委員 | |
| 4 | 伏 見 康 雄 | 市貝町民生委員協議会副会長 | |
| 5 | 北 井 孝 文 | 市貝町社会福祉協議会 | |
| 6 | 古 谷 明 美 | 町保健師 | |

高齢者総合保健福祉計画策定部会名簿

| 番号 | 氏 名 | 所 属 等 | |
|----|--------|---------------------------|-----|
| 1 | 中野 いく子 | 日本地域福祉研究所 | 部会長 |
| 2 | 石川 文治 | 策定委員会委員、公募委員（住民代表） | |
| 3 | 澤田 邦子 | 策定委員会委員、公募委員（住民代表） | |
| 4 | 倉持久 美子 | 策定委員会委員、介護施設代表（特養） | |
| 5 | 岡崎 真弓 | 町保健師 | |
| 6 | 矢板橋 敦 | 策定委員会委員、町地域包括支援センター・社会福祉士 | |

障害者福祉計画策定部会名簿

| 番号 | 氏 名 | 所 属 等 | |
|----|--------|-----------------------|-----|
| 1 | 青山 登志夫 | 日本地域福祉研究所 | 部会長 |
| 2 | 菊地 月香 | 障害者支援施設光輝舎施設長 | |
| 3 | 鈴木 勘也 | 市貝町身体障害者福祉会会长、策定委員会委員 | |
| 4 | 小堀 謙介 | 市貝町身体障害者福祉会副会長 | |
| 5 | 水沼 桂子 | 策定委員会委員、公募委員 | |
| 6 | 高木 有紗 | 市貝町社会福祉協議会 | |
| 7 | 和田 篤子 | 町保健師 | |

子ども・子育て支援事業計画定部会名簿

| 番号 | 氏 名 | 所 属 等 | |
|----|--------|----------------------------|-----|
| 1 | 有村 大士 | 日本社会事業大学準教授 | 部会長 |
| 2 | 和田 一郎 | (社福) 恩賜財団日本子ども家庭総合研究所主任研究員 | |
| 3 | 高野 光一 | 市貝町社会福祉協議会事務局長、策定委員会委員 | |
| 4 | 杉田 圓 | 赤羽学童クラブ指導員 | |
| 5 | 園部 緑 | 市貝町立杉山保育所長 | |
| 6 | 眞中 真理 | 赤羽保育園長 | |
| 7 | 石河 博子 | かみねの森保育園長 | |
| 8 | 渡辺 洋子 | 市貝たいよう幼稚園長 | |
| 9 | 松岡 あゆみ | 公募委員、策定委員会委員 | |
| 10 | 馬籠 友美 | 町保健師 | |

市貝町地域福祉総合計画

平成27年3月策定

発行・編集 市貝町 健康福祉課
〒321-3493
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280番地
TEL 0285-68-1113

調査・編集 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3番27号
ロリエ市ヶ谷3階
TEL 03-5225-0237